

- (8) См. там же, стр. 101.
 (9) См. В. Г. Вердинков, А. Ю. Кабалкин, Гражданско-правовые формы товарно-денежных отношений, М., 1970, стр. 118.
 (10) См. там же, стр. 116.
 (11) См. Иоффе, Указ. соч., стр. 118.
 (12) См. там же, стр. 111 и сл. S. N. Bratus and O. S. Ioffe, Legal Aspects of the Economic Reform in the Soviet Union, *Law and Economic Reform in Socialist Countries*, pp. 44-52.
 (13) См. Иоффе, Указ. соч. стр. 172 и сл.
 (14) 藤田・前掲, 第四章第三節参照。

日本における外国人労働者問題について

戸塚 秀夫

は し が き

私は、一九七二年末、社会運動・社会構造史国際委員会(Commission Internationale d'Histoire des Mouvements Sociaux et des Structures Sociales)から、同委員会が一九七四年に開催を予定している「一八世紀末から現在にいたる国際間ないし大陸間大移民運動についての国際会議」(Colloque international sur les grands mouvements migratoires internationaux ou intercontinentaux de la fin du 18^e siècle à nos jours)への、日本についてのレポートを提出しようとの依頼を受けた。改めて弁解するまでもなく、私は従来、このテーマに関連する現代的状況に、とりわけ欧米におけるそれに関心を寄せていたといえ、日本の実態について自ら調査研究をおこなったことがなかった。従って、私としては、同委員会との若干の交信をへて、主に移入問題に限って、従来の調査研究を私なりに要約することを以て責任を果たすこととした。そのレポート自体は欧文タイプ二五枚の短いものである

が、ここに発表する覚書は、その作業を進める過程で別個にとりまとめたものである。

一 本稿の意図

近年、わが国でも、外国人の強制送還事件を契機に、出入国管理の法的枠組についての論議が活発におこなわれてきた。ところで、その場合、日本人の間でおこなわれた論議をよりかえるならば、そこでは主として、在留外国人が政治的迫害のおそれのある本国に送還を強制される、という、すくなく政治的なケースに關心が集中していたように思われる⁽¹⁾。当然それは、国境を越えた基本的人権上の問題として論議されることとなった。われわれは、既に、その線上での国際法学者の業績に接している⁽²⁾。

だが、いままでもなく、出入国管理の法的枠組は、この種の政治的なケースのみを対象にしてつくられているわけではない。一国の経済・社会の発展との関連では、一見、非政治的にみえるところの、労働力としての移民に対する規制こそが問題の核心をな

しているといつても過言ではない。出入国管理の行政当局の白書は、一方で、観光客を誘致し、貿易業者、学者、芸術家、留学生、技術研修生などの入国を認めることが必要であると説き、他方で、近隣諸国からわが国に働き場所を求めて入国しようとする、外国人単純労働者の入国を最少限度に抑制することが必要であると説き、出入国管理行政は「外国人の誘致と入国抑制」という二つの要諦の「調和」をはかつておこなわれている、と述べている⁽³⁾。

わが国では、現在までのところ、外国人単純労働者の入国を抑制するという、行政当局のこの基本的な態度は変わっていないように思われる。だが、現実には既に、偽装されたかたちで外国人不熟練労働者の入国がおこなわれている、という事実が指摘されはじめている。日本の企業が、技術研修の機会を与えるという、いわば留學的な性格をも匂わせるかたちで、東南アジア諸国から青年労働者を雇い入れ、現実には変哲のない単純労働にあたらせているというケース⁽⁴⁾が、他ならぬ外国人労働者自身の批判によつて明るみに出ている。また、最近では、政府内部に、必要な場合には、「特別措置」として、韓国から「労働者」を導入することを検討している、という動きがはじまっている⁽⁵⁾。そこには、わが国の近隣諸国、とりわけ韓国に、日本での雇用機会を求める過剰労働力が地積している、という認識がある。事実厳しい出入国管理の行政にもかかわらず、いわゆる不法入国者は絶えぬ。昭和三〇年代を通じて毎年一五〇〇人ないし二〇〇〇人の不

法入国者が検挙されていたのに対して、昭和四一年以降、その数は一〇〇〇人未満に減少してきているが、検挙されざる不法入国者の数については、事柄の性格上、正確に捉えることはできない。だが、既に戦前から引続き合法的に在留する朝鮮人に加えて、日本資本主義の高度成長の過程で流入した韓国などからの不法入国者たちが、わが国の労働市場の底辺に登場しはじめ、そこに新たに検討すべき問題が生じつつあることは、想定しては置かないであらう。在留の法的資格をもたず、上手ではない日本語をあやつりながら、なお日本で雇用の機会をえようとする外国人不熟練労働者が、雇用主に対して、著しく隷屬的な位置におかれるであろうことは、想像に難くないところである。

だが、はじめにふれたような、出入国管理の法的枠組についての近年の論議では、問題のこのような側面については、ほとんど全く吟味されてこなかったように思われる。それは、一面では、たしかに、わが国における外国人労働者問題が現在ではなお、たとえば西ヨーロッパで進んだようには成熟していない、ということによるが、同時に、他面では、問題のこの側面について結論をだすためには、単に法律上の論議をおこなうだけでは不充分であり、わが国における外国人労働者問題の、政治的、経済的、社会的意義について、全般的な検討が必要である、ということによつていえる。

したがって、既に断片的に展開しはじめているわが国における外国人労働者問題の実態について調査することは、今後、問題の

この側面についての論議をすすめていくうえで、極めて重要な意義をもつと考えられるのであるが、それと同時に、明治期以来、日本資本主義の歴史的発展の過程で登場した外国人労働者に関する諸問題について、いわばその歴史的経験を総括するという作業は、今日の問題を論議するうえでの前提として、重要な意義をもっている。もちろん、わが国の戦前における外国人労働者問題が、直ちに当面の問題につながるという意味ではない。明治三二年に公布された勅令三五二号「条約若くは慣行に依り居住ノ自由ヲ有セサル外人ノ居住及營業等ニ関スル件」は、一般的に外国人の居住・商業の自由を認めながらも、外国人の「労働者ハ特ニ行政官庁ノ許可ヲ受クルニ非サレハ従前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住シ又ハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス」と規定した。その施行細則では、その「労働者」とは、「農業漁業鉱業土木建築運搬機車仲仕業其ノ他雜役ニ関スル労働ニ従事スル者ヲ云フ」と規定されている⁽⁶⁾。

この勅令は、主として当時の清国労働者を取締る趣旨で制定されたものと指摘されているが、外国からの不熟練労働者の流入がこの勅令によつて厳しく取締られたことは明らかであらう。このような法令のもとでは、外国人労働者が労働市場の底辺に登場するという事態は、未然に防止されるべきものとされていたのである。

だが、明治四三年の日韓併合は、事態を一変させる起点となった。朝鮮人は右のような法的取締りの枠からはすかれ、やがて第

一次世界大戦後、大量に日本内地の労働市場に登場することとなった。いうまでもないことであるが、既に彼等は韓国人ではなく日本人であるとされた。したがって、それは法律上には外国人労働者問題ではなかった、ということもできよう。だが、実体的には、それは植民地支配をうけた外国人労働者の流入に他ならなかった。むしろ、戦前におけるわが国の外国人労働者問題の中心は、「同胞」というウェールをまとつて流入したこれら植民地外人（外地人）の問題にこそあった、といつて間違いないであらう。

本稿は、以上のような関心で、わが国の戦前における外国人労働者問題についてなされてきた調査研究をふりかえりつつ、問題の解明にあたって要請される方法的な論点について吟味すると同時に、それらの論点について、既存の調査研究がどの程度の実証をなしているかをたしかめることによつて、今後の課題を明らかにしようとしたものである。

- (1) さし当って、宮崎繁樹『出入国管理』（一九七〇年）参照。
- (2) 宮崎繁樹『国際法における国家と個人』（一九六三年）、同編著『生命と入管法』（一九七一年）
- (3) 法務省入国管理局『出入国管理とその実態』（一九七一年）二二―三頁
- (4) シンガポールで発行されている新聞「南洋商報」は、一九七三年七月四日、六日付の「読者の声」欄に、「研修」の

ために日本に招かれたはずのシンガポール人が、現実には何ら研修の機会を与えられず、工場での単純な作業に、日本人より遙かに安い賃金で酷使されていることを訴えた。「日本にて、一グループの少年少女」「玉」と署名された生々しい投書が掲載された。同月八日付の「南洋商報」には、同紙記者林作新の署名で、独自の調査結果が掲載された。そこには次のような記述がある。「某少女Yは、シンガポールのある縫製工場にいたが、後に「光栄にも」選ばれて日本に「研修」に送られた。彼女が出発する前に、すでに何組かは日本に行っていたという。Y少女の話によると、彼女が「研修」をうけた工場はシンガポールの工場と何ら直接の関係はなかったようだ。日本に到着し、気持は興奮していたが、しかしその興奮も、日本の工場に到着するとただちにパスポートを取り上げられたために消え去った。彼女の後に派遣されたグループは、作業は簡単なものであるが、シンガポールの工場での生産とは無関係であり、朝早くから晩まで仕事をし、超過勤務しても増給賃金はなかった。彼女は日本語ができないので、日本の労働者と交際するすべもなく、また日本の労働者の方も工場の実情（例えば賃金）を彼女に話してくれようとはしなかった。もつと腹がたつたのは、一部日本の労働者が冷淡かつ傲慢な態度で彼女に接したことである。」（以上は、「日本と中国」一九七三年一〇月一日号に掲載された「資料」による）また、「研修生」という名目で導入された外国人

人が、事実上、わが国における不熟練労働力の不足を緩和するものとして機能しているのではないか、という疑惑が付けられているものの中には、六〇年代後半にひろがってきた韓国からの看護婦見習、准看護生の問題がある。（『日本医大生新聞』一九七三年九月二二日号参照）

なお、「研修」「留学」という名目で入国した青年婦人が、現実には、その国の不熟練労働市場に低賃金労働力として登場している事態は、先進資本主義国にかなり一般的にひろがっているのではないかと想定される。日本を渡るときには高価な「研修」「留学」目的をもっていたに違いない若い日本女性たちが、家事手伝・給仕（*girl*）などの単純なサービス労働にまわされて、事実上、当初の「目的」を果たせぬままにロンドンの労働市場の底辺をうごめいているさまを、私は短期間の滞英中に、度々にわたって見聞した。

(5) 一般新聞の報ずるところによれば、金大中氏事件の政治的処理のために韓国金首相が来日し、田中首相との会談がおこなわれた直後、坪川総務長官は加藤労働相に対して、沖縄における海洋博覧会の建設工事が労働力不足のために遅れているので、「特別措置」として韓国から「労働者」を呼びたい、と協力を要請し、加藤労働相も一たんはこれを了承した。（『毎日新聞』一九七三年一一月七日）これに対して、総評および中立労連は、「沖縄労働者の雇用不安、労働条件低下、失業問題をひき起こす」として受入れをとりやめるよう労働

に申し入れ、労働も韓国労働者の受け入れを認めない」とを明したと伝えられる。（『毎日新聞』一九七三年一一月九日）

- (6) 前掲「出入国管理とその実態」七八頁。
(7) 法務省入国管理局「出入国管理法令の改廃集録」（一九五七年）三頁。
(8) 宮崎繁樹「戦前のおわが国における外国人の処遇」『国際法外交雑誌』第七二巻二号、一四九頁）によれば、明治三二年七月の内務大臣訓令（七二八号）は、「右（勅令三五二号）ハ主トシテ清国労働者ヲ取締ルノ主旨ニ有之、即チ彼等ハ風俗ヲ紊スノ虞有之候ノミナラス、帝國労働者ト業務上競争ノ結果規模ヲ生シ産業社会ニ紛擾ヲ来スヘ勿論、國テ公安秩序ヲ害スルニ至リ可申候ニ付」と明記している。

二 研究の方法

われわれはいま、わが国における外国人労働者問題の政治的、経済的、社会的意義について、その全般的な検討が必要であると述べた。では、それはいかにして可能であろうか。ここで、充分に納得のいく解答を与えうる自信があるわけではないが、われわれは、少なくとも次の視点からの吟味を欠かすことはできない、と考えている。

その一つは、日本資本主義がその蓄積過程において、どのような性格の外国人労働者をいかに導入することになったかを明らか

にし、それを必然的ならしめた要因が何であったかを追求していくことであり、いま一つは、導入された外国人労働者自身が、わが国においてどのような労働と生活を送り、どのような社会的主体として形成されたかを明らかにすると同時に、それが日本人労働者の労働と生活、さらにはその社会的運動にどのような影響をもたらしたかを追求していくことである。われわれは、以上の二点についての具体的な吟味をふまえて、わが国における外国人労働者問題が日本資本主義の運命といかににかかわっていたかについて、一応の観念をもちうるであろう。

そこで、ここではまず、従来の調査研究史をふりかえりつつ、右のような観点からの接近を具体化するうえで留意すべき若干の方法的論点についてふれておきたい、と考える。

わが国の研究史をふりかえるとき、直ちに気づくのは、わが国では、労働者の国際間移動を論ずる場合に、主として日本からの移出民の問題をとりあげ、移入民の問題は、日本からの移出民を受け入れる相手国の事情に関連してとりあげられるにとどまる、というのが当初の支配的な風潮であった、ということである。明治四二年、わが国の社会政策学会は、その第三回大会における共通論題として「移民問題」をとりあげているが、当時の北米合衆国における移入民取締りの動きを反映して、論者たちの主要な関心は、日本からの移出民の得失に注がれていた¹⁾。もちろん、当時においても、社会政策の見地からすれば移入民の問題こそが重要である、という主張は有力な社会政策学者によってなさ

れていたが⁽²⁾、現実の問題として、わが国が近い将来に移民の問題に直面するであろうという切迫感は全くなかった、とい⁽³⁾ってよい。

だが、大正末葉から昭和初葉にかけて、このような風潮は大きくかわってきた。第一次世界大戦以降、大量に日本内地に登場してきた朝鮮労働者の問題は、戦後恐慌、失業の嵐が労働市場を攪乱するにともなうて、否定なしに社会問題として自覚されることになったのである⁽⁴⁾。もちろん、その場合でも、それは外国人労働者問題として自覚されていたわけではない。半島人、鮮人など、さまざまな表現をもって俗称された「外地人」労働者の流入として意識されていた。だが、ここで事実上、わが国における外国人労働者問題に関しての一連の客観的調査研究が開始されたことは明らかであろう。この時期以降重ねられた在日朝鮮人に関する実態調査の記録は、現在も貴重で資料的価値をもっている⁽⁵⁾。

だが、あるいは失業問題、住宅問題として、あるいは治安問題として、当面する在日朝鮮人問題を捉え、それに対する実践的処方箋をひきだそうとする意図をこめてなされたそれら一連の調査研究が、さきにも述べたわれわれの観点にてらしていくつかの方法的限界をもっていたことは否定できないように思われる。

第一に、朝鮮人の日本内地への流入を必然化した事情を、日本帝国主義の歴史的展開過程に即して、とりわけ日本帝国主義の朝鮮における政治的、経済的支配が、日本帝国主義の全体的構造のなかでいかなる位置を占めていたか、という点に重点をおくこと

を重要な契機とする農民層分解の必然的結果として、朝鮮人の日本内地への流入を捉えることが一般的となってきた。そして、戦時に日本内地に在留した二百万人余の朝鮮人の存在自体が、日本帝国主義の植民地支配下での経済的、経済外的強制の結果として捉えられるべきである、と強調されることとなった⁽⁷⁾。それは、戦前のかの一連の調査研究のなかで軽視され、あるいは避けられていた論点を前面におしだそうとするものであった。

たしかに、それは従来の認識を一歩すすめる意義をもっていた、と評価しうるであろう。だが、その場合でもなお、そこでいう経済的、経済外的強制の様式、程度が、日本帝国主義の展開にともなういかに歴史的に変化してきたか、それにともなうて、移民の性格自体がいかに変化してきたか、という点については、なお解明されるべき問題がのこされていたように思われる。近年の統計的な研究は、日本帝国主義の支配下における朝鮮内の就業構造の歴史的変化、満洲、中国など、日本以外の地域への人口流出の実態についても、注目すべき推計結果を提示している⁽⁸⁾。であるが、その全体的な動向のなかで日本内地への移民がいかなる位置を占めていたかは、なお具体的に吟味されるべきであろう。また、朝鮮と日本内地の移出入管理行政の実態がいかに歴史的に推移したかについても、なお具体的に吟味する必要がある。そのような吟味をふまえて、われわれは、日本内地に登場した朝鮮人の社会的性格について、おそらくはそこにみとめられる微妙な歴史的変化についても、よりたしかなイメージをもちうる

つ、具体的に追求していく方向が稀薄ではなかったか、ということである。もちろん、それら一連の調査研究では、朝鮮人の内地移住の原因として、日本内地における労働需要、貧乏、生活水準、文化水準の相対的な高さがあげられると同時に、朝鮮における農村の破綻があげられるのがほぼ共通の思考パターンとなっていた。われわれは未だ、諸外国における外国人移民問題に関する研究水準をたしかめたわけではないが、おそらくこれら一連の調査研究は、移民が近隣の、しかも自国の植民地から到来するという事情に促されて、移民が排出されてくる機構についても、比較的良好な眼をくばっていたといえるかもしれない。だが、調査研究者自身がそこから自由ではありえなかった日本帝国主義の現実が、その点の立入った研究を困難にしていたことは否めないであろう。日本内地における失業問題が深刻化した時点でなお猶々としてやまぬ朝鮮人の流入は、移民を規定する深部の事情についての社会科学的研究を要請していたのであるが、それは必ずしも右にふれたような方向で深められたとはいえなかった⁽⁶⁾。

その方向での認識をすすめるうえで、朝鮮植民政策史に関する研究、とりわけいわゆる土地調査事業、産米増殖計画などの意義についての歴史的、実証的な研究が重要な位置を占めることとなる。日本帝国主義の崩壊はそのような研究を促す一条件となった。事実、第二次世界大戦後、朝鮮人の日本への流入問題をとりあげた研究では、日本帝国主義の朝鮮支配、とくにその農業政策

のではないかと考えている。そして、この点に、われわれが検討すべき一つの方法的な論点にかかわっている。

即ち、第二に、戦前の一連の調査研究においては、在日朝鮮人の労働と生活の実態に立入り、彼等が日本帝国主義の展開にともなうて、どのような社会的主体として陶冶され、形成されてきたかを明らかにしていく方向が稀薄ではなかったか、ということである。もちろん、戦前の調査研究において、在日朝鮮人の労働と生活が問われなかったわけではない。そこでは常に、彼等の職業、収入、生活費、住居、衛生、教育程度などが調査項目にあげられていた。だが、主として社会事業の対象として在日朝鮮人の窮乏に着目したそれらの調査研究では、在日朝鮮人はいわば「上から救済され、あるいは矯正されるべき、受動的な対象として捉えられるにとどまるのが通例であった⁽⁹⁾。他面、在日朝鮮人の政治的動向に、主として治安問題として注目したところの、治安警察当局による一連の調査があったことは事実である。われわれは、その記録をとらえて、在日朝鮮人がどのような社会的主体として形成されつつあったかについて、ある程度、いわば裏から推定することができる。だが、そこでは、当局の取締るべき思想運動の対象として、専ら「不逞な」あるいは「不逞な」朝鮮人の策動に追及の眼が注がれたにすぎず、そのような思想運動が在日朝鮮人の労働と生活の実態にいかにかかわっているか、という点については、ごく一般的な常識が前提されているにすぎなかった。

このような戦前の調査研究のありかたは、既に述べたわれわれ

の観点からすれば、かなり重大な限界をもつものであった、といふべきであろう。われわれがいま、当時の社会主義運動の内部において、外国人労働者の移民問題についておこなわれていた議論をふりかえるならば、ここでいう限界の意味は明確となる。即ち、さきにふれたように、明治末葉に日本の社会政策学会は「移民問題」について論じたのであるが、そこでの支配的見解は、一國の社会政策の進展を脅かす外国移入民に対して取締りがなされるのは当然であり、各国は自国内部の産業の発展と社会政策の整備にこそつとめるべきである、というものであった。このような見解は、一九二〇年代に朝鮮人の流入に対処しようとした行政当局の発想の根底に、もちろん相当の影響をともないながらではあるが、生きながらえていたように思われる。このような考えかたに対して、社会主義運動の側では全く異質の考えかたがうちだされていた。それは、外国人労働者の流入を取締る法律的措施に反対し、むしろ、流入してくる外国人労働者を労働組合に組織し、その資金を受入れ回労働者の資金と同水準にまで引き上げる斗いをすすめることによって、労働者の国際的連帯をもちとるべきである、という見解であった⁽¹¹⁾。コミンテルン第四回大会で明確に打ちだされたこの見解は、既に、一九一三年に、「現代の民族移動の進歩的な意義」について論じたレーニンの見解の発展として位置づけうるものであった⁽¹²⁾。当時のおが国の革命的労働組合の運動方針のなかにも、右の見解が具体化されていた、とみることもできる⁽¹³⁾。

もちろん、これらの点については、戦前の一連の調査研究においては立入って説明しようもなかった、といえるかもしれない。かりに地方行政当局の調査者がこれらの点についての資料蒐集を志したとしても、前者については企業の非閉鎖的な壁が、後者については朝鮮人自身の側からの自衛的な壁が、調査者のまえにたちはだかったに違いない。だが、朝鮮人労働者を大量に雇用した諸企業が、まさに実務的な必要から、朝鮮人労働者の管理のためのマニュアル、記録類を保有していたことは想像して間違いないであろう。例外的に公開された若干の文獻を別にすれば、それらの資料は未だ発掘されていない。今後、われわれがこの分野での調査研究を著実にすすめていくためには、それら埋もれている資料の発掘と同時に、朝鮮人自身の協力をえて、生存者との面接、聞きとり調査など、第一次的な資料の蒐集、作成自体が一つの大きな作業として要請されることは明らかであろう。

(1) 北米合衆国は前世紀の七、八〇年代から今世紀初葉にかけて、移入民の質に関する取締り規定、中国人労働者の入国禁止などの入国管理法制をした。これにいかに対処し、今後の移民政策をいかに構想するかが当時の問題であった。政府が日本人移民の実態について調査研究を開始したのもこの頃であった。(たとえば、外務省通商局『移民取扱人ニ依ル移民ノ沿革』(明治四二年)、同『移民調査報告』各巻(明治四一年以降)など) 社会政策学会第三回大会の記録によれば、論議は大別して移入民規制、とりわけ日本人移民排斥の

一体、そのような見解の有効性は、わが国の外国人労働者問題の実践的な歴史をとおして、いかに検証されたといえるであろうか。歴史から学びつつ、当面の問題に対処しようとするものにとつて、その点の吟味を欠かすことはできないであろう。

われわれはいま、このような点についての結論を提示する用意があるわけではない。ただ、この困難にして重要な問題に接近していくためには、少なくとも、次の二点についての検討が必要ではないかと考えている。その一つは、在日朝鮮人労働者の雇用・労働関係、作業様式を、日本人労働者のそれとの対比において、具体的に追求していくことである。生産・労働の現場における朝鮮人労働者がくみこまれている生産関係を具体的に捉えることなしには、彼等の主体的な運動の性格を捉えることはできないであろう。いまでもなく、それは、朝鮮人労働者が主に就業した産業、職業分野における、生産力・生産関係の展開過程を企業レベルにおいて歴史・具体的に確定し、そのなかでの朝鮮人労働者の位置と役割を明らかにしていく、という作業を要請することになる。いま一つは、在日朝鮮人が窮乏のなかにおちこみながらも、自己を再生産していた消費と生活の場、いわゆる朝鮮人部落、あるいは労働下宿、飯場などの場における社会関係を具体的に追求していくことである。そこにもちこまれた朝鮮人社会に伝統的な慣行、あるいはそこで新たに形成されたに違いない慣行の慣行を理解することなしには、彼等の主体的な運動の性格を捉えることはできないであろう。

動きを非とするものと、それをやむなしとするものとに分れたが、当時の社会政策学者の主流は、後者に傾いていたように思われる。また、移出移民政策を称揚するものの中なかでも、いかなる見地から、いかなる地域への移民を提唱するかについて、意見が分れた。

(2) 社会政策学会第三回大会において、福田雄三は、「社会政策より見たる移入民問題」について論じた。当時の「大会記事」によれば、彼は次のように主張した。「……社会政策の見地よりすれば移入を以て寧ろ重要なりとす。何となれば若し多数の人民が本國を離るれば其行先に於てこそ夥多の問題を惹起すべしとはいへ、其移出に於ては社会調和の問題を惹起することあらざるべければなり云々」。既に社会政策上の措置よろしきをえて高い生活水準を表現した米國が、「米國の社会政策を根柢より打破す」移入民を排斥するのは、「測にいはれある理由ありと信ず」というのが彼の基本的立場であった。(社会政策学会編纂『移民問題』七十八頁、二七十三頁)

(3) この点にふれた財部静治は、「米住移民」に関する問題は、日本の場合、「一地方の問題としては更にも、全国の問題としては、近き將來に於て大問題になるまいと思ひます、それで日本の移民問題と云へば蓋し出て行く方の移民に因するは、普通に人の解する通りである」と述べている。(前掲『移民問題』四三頁)

(4) 朝鮮人労働者の日本内地への流入が惹起するであろう社会問題を受ける声は、先駆的には、既に第一次世界大戦中にあげられてはいるが(通川民蔵「朝鮮人労働者の移入」『国家学会雑誌』一九一七年、三二巻八号)、論議が活発化してきたのは大戦後である。だが、大戦直後の時期には、なお、「一派の識者の観測する如く鮮民の渡来は労働社会を脅すものではあるまいと信ずる。……彼等は内地労働者の予備軍をなすだけの数もなければ力もない。」という楽観的な見解があった。(河津通「人口の移動と社会政策」『社会政策時報』一九二二年九月、二九頁)このような楽観的な見解を厳しく批判した論文が『社会政策時報』に掲載されるのは、一九二五年以降である。(出井盛之「我が国の大陸関係と労働者階級」『社会政策時報』一九二五年五月)

(5) 戦前における在日朝鮮人の実態に関して行政当局がおこなった調査には、(4)大阪府、神戸市、東京府など、朝鮮人が多数居住した地方の自治体の社会部、社会課などがおこなったもの、(4)中央、地方の職業紹介事務局がおこなったもの、(4)内務省警保局がおこなったもの、などがある。われわれは未だ、そのすべてを蒐集しえてはいない。

(6) 矢内原忠雄「移民の必然性と効果」(『国家学会雑誌』一九三二年一月)は、移民問題を社会科学的に解明しようとした、戦前における数少ない試みの一つであった。そこでは、「各国移民の必然性はその生産力の発達段階に適合して歴史

的に規定せられ」「この必然性の範囲内においてのみ、景気は移民の潮流に影響を及ぼす」という枠組が提示され、一国資本主義の発展段階に応じて移民の性質、数量が歴史的に変化するという一般的なスキーマが描かれているが、朝鮮の「生産力段階」の遅々たる展開が日本帝国主義の朝鮮支配自体にいかん規定されているか、それにともない日本の移入民問題にいかん特徴が生じているか、といった具体的な問題についての論議はなされていない。細川嘉六「植民史」(一九四一年)は、台湾、満洲とともに植民地朝鮮の実態にメスを入れた注目すべき業績であるが、朝鮮人の内地流入問題については、正面からとりあげられてはいない。なお、問題を表層でのみ捉えようとした行政官の認識の典型は、次のようなものであった。即ち、朝鮮人の日本内地への渡航の原因は、「殆んど懸つて経済的事情に在る」が、「半島内に於ける経済生活不満足の原因は生活資源と人口との不調和、耕地の過少と農民の過多に在るのである。」(武田行雄「内地在住半島人問題」『社会政策時報』一九三八年六月号、一〇七頁)

(7) たとえば、姜在彦「在日朝鮮人渡航史」(朝鮮研究所研究資料第一集、一九五七年)、朴在一「在日朝鮮人に関する総合調査研究」(一九五七年)などを参照。また、経済外的強制による渡航の実態を告発したものとしては、朴夏植「朝鮮人強制渡航の記録」(一九六五年)が注目される。

(8) 金哲「韓半島の人口と経済」(一九六五年)。

(9) この点では、大正一五年に神戸市社会課がおこなった調査は、かなり特異な立脚点と手法によっているように思われる。この調査は、「朝鮮人社会問題」は「原則として朝鮮人の手に依って朝鮮人の考慮に依って、それは当然に解決されるべきものである」という立場にたち、朝鮮人自身を調査員に倚託しておこなわれ、朝鮮人にひそむすぐれた資質を拾いあげて、朝鮮人への伝統的な蔑視観念を是正することにつとめた。(神戸市役所社会課「在神半島民族の現状」一九二七年、一三頁—一九頁)

(10) ここにいう「要害」とは、少なくともたてまえとしては、朝鮮人を「外地」の「同胞」として扱わなければならない、ということによっている。本来、朝鮮人も「同胞」として移住の自由が認められるべきは当然であるが、内地でも失業問題が深刻化している中で、無制限な移住を許しては「同胞」を保護しがたいから渡航を規制せざるをえない、というのが当局の発想であった。

(11) コミンテルン第四回大会(一九二三年一月)で採択された「東方問題に関するテーゼ」では、移民入国立法措置が有色人労働者と白人労働者の間の対立を深刻化させている状況が指摘され、「アメリカ、カナダ、オーストラリア三国の共産党」が移民禁止法に反対する斗争をつよめるべきこと、「有色人の低賃金労働力」を利用しようとしている資本家の「意図」は、移民労働者を「白人労働組合」に加入登録せねば

ならない」とすることで「裏をかかれ、社がある所多し」があること、有色人労働者の賃金を「白人労働者の賃金水準」にまで引上げるよう要求すべきこと、などが指示されている。(ジエーン・デグラス編著、荒畑他訳「コミンテルン・ドキュメント」三三—三四頁)

(12) レーニンは、一九一三年、「資本主義と労働者移民」と題する短文を書いているが、そこでは、資本家が「頭取をきわまるやり方で移住労働者を搾取する」ことは明白であるが、「この現代の民族移動の進歩的な意義に目をつぶることのできるものは、反動派だけである」と記されている。この論文は一般的に、資本主義の発展が「民族的な陰謀と偏見をうちこわし」、「全世界の労働大衆」を階級斗争にひき入れる、という趣旨であったが、同時に、具体的に、「ロシアであらゆるストライキを組織してきた労働者」が移入国に革命的な「ストライキの精神」をもちこんだこと、「自覚した労働者」が「他国出身の同志たちの啓蒙と組織化」を援助していること、などを指摘していた。(『レーニン全集』大月書店一九巻、四八五—四八八頁)

(13) 日本労働組合全国協議会の全国代表者会議(一九二八年一月)は、行動綱領の一つとして、「朝鮮台湾等の労働者の内地労働者と同じ待遇獲得並に特殊の圧迫反対」を決定した。それは全協の一貫した立場であった。(渡辺徹「日本労働組合運動史」三六五頁—三七二頁)日本労働総同盟の機関

第1表 主要国籍別にみた在日外国人数⁽¹⁾

	(3) 年	(2) 総数	イギリス	アメリカ	ドイツ	フランス	中	(4) 国	(4) 朝鮮
1876年	7	4,321	1,025	132	186	190	2,371		
8	8	4,220	974	301	185	179	2,218		
9	9	5,130	933	461	83	178	3,052		
1880	1	5,756	933	408	250	192	3,589		
2	2	5,915	933	414	307	181	3,739		
3	3	6,187	1,098	548	343	216	3,571		
4	4	6,335	1,150	515	289	227	3,746		
5	5	7,616	1,175	580	280	206	4,983		
6	6	7,117	1,423	592	343	198	4,143		
7	7	6,807	1,200	621	318	220	4,071		
8	8	7,046	1,244	642	390	259	4,130		
9	9	7,560	1,421	711	467	257	4,209		
1890	1	8,614	1,623	849	488	312	4,805		
2	2	9,062	1,701	899	550	335	4,975		
3	3	9,707	1,748	972	559	353	5,498		
4	4	9,550	1,708	967	523	378	5,344		
5	5	9,803	1,728	958	480	404	5,574		
6	6	9,633	1,787	945	490	391	5,343		
7	7	5,875	1,830	931	448	408	1,576		
8	8	8,246	1,878	1,022	493	391	3,642		
9	9	9,238	1,960	1,025	476	343	4,533		
1900	1	10,531	2,118	1,076	523	491	5,206		
2	2	11,589	2,247	1,165	586	431	6,130		
3	3	11,561	1,985	1,279	518	452	6,359		
4	4	12,536	2,044	1,462	540	453	6,890		
5	5	13,424	2,102	1,584	588	475	7,330		
6	6	14,257	2,215	1,624	647	505	8,027		
7	7	13,709	2,113	1,624	640	554	7,423		
8	8	15,497	2,131	1,585	634	528	9,411		
9	9	16,558	2,114	1,612	616	531	10,388		
1910	1	18,970	2,155	1,650	670	540	12,425		
2	2	18,908	2,293	1,624	664	498	12,273		
3	3	17,893	2,401	1,684	757	588	10,847		
4	4	17,335	2,468	1,627	775	602	9,858		
5	5	14,897	2,430	1,633	782	534	8,420		
6	6	14,970	2,633	1,762	815	530	8,145		

紙には、このような明確な主張はみあたらない。確かに、総同盟機関紙(関西版)「労働者新聞」(一九二四年五月一日号)が、米国内における「所謂排日問題」をとりあげた折に、「移民の過剰に苦しみ、外国人の同化問題に悩んでいる米国が、移民に制限を加へやうとするのは無理からぬ態度」であり、「正義人道博愛人種差別撤廃」などの「美辞」を並べるよりは、「従ての悪の根柢である資本主義そのものに向つて一層迫進する」ことが「第一の急務」であると説き、A・P・Lが「排日運動の尻押し」をしたことを批判しつつ、「吾人は朝鮮労働者に対し、深く反省する所がなければならぬ」と主張しているのが注目される程度である。

なお、当時の社会主義者の理論誌、「前進」(一九二三年一月号)は、「日本の組合運動は一面に於ては、鮮人労働者に対して、労働の機会を絶対的等に解放し、鮮人労働者の入国に對しては絶対的自由を主張し、鮮人労働者の為、同一の労働に對する平等の報酬を要求すると同時に、一面に於ては、鮮人労働者を組合運動に包摂し、融合し、結束して、有力な労働階級の軍勢を組織しなければならぬ」と主張している。

三 歴史的概観

戦前におけるわが国の外国人労働者問題の中心は、朝鮮人問題であった。朝鮮人だけがわが国に移住して来たわけではな

い。そこで、ここではまず、朝鮮人問題に考察の焦点をあわせるに先立って、明治期以来、日本資本主義の歴史的展開の過程でわが国に流入した外国人を全般的に概観し、そのなかで朝鮮人が占めた位置に關して一応の照明を与えておくことにしよう。

まず、明治期以来、わが国に在留した外国人の数の推移を整理してみると、第一表のごとくである。もちろん、この数値の正確さに關しては、相当の留保をつけられなければならないが、われわれは、ここから大略の趨勢を指摘することができる。

第一は、明治初葉以来、第一次世界大戦にいたるまでの時期において、わが国に在留する外国人のなかで、最も大きな比率を占めたのは中国人であつた、ということである。統計的にたしかめうる最初の年次、明治九年には、中国人は未だ在留外国人総数の過半数を占めるにいたつてはいないが、明治十一年に過半数をこえて以来、日清戦争中の一時期をのぞいて、大正五年にいたるまで一貫して高い比率を占めた。日露戦争以降は、約六割余が中国人によつて占められている。朝鮮人を別にすれば、第二次世界大戦に突入する時期にいたるまで、中国人は在留外国人のなかで、一貫して最も大きな比率を占めたのであつた。ただし、日本の満州侵略、中国大陸侵略の開始にともなつて、その数が急減していることが注目される。

第二は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスなどの欧米諸国の外国人が、明治初葉以来、日本資本主義が確立する過程を通じて、在留外国人のいま一つの大きな構成部分をなした、という

第2表 主要国籍別にみた官公儲・私儲別在日外国人人数⁽¹⁾

	イギリス		アメリカ		ドイツ		フランス		中		朝鮮	
	(2)		(2)		(2)		(2)		(2)		(2)	
	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b
1876年	258	124	51	82	27	22	68	7	28	165		
7	199	133	39	75	23	15	64	6	16	154		
8	179	174	39	64	23	18	39	9	13	162		
9	132	151	36	64	22	18	32	8	7	220		
1880	109	131	27	68	36	21	14	9	7	197		
1	81	131	21	62	32	21	10	11	3	191		
2	75	134	20	55	27	28	8	9	5	207	1	5
3	65	134	16	65	21	21	7	8	5	195	1	1
4	61	170	11	75	25	27	8	8	10	168	1	1
5	67	178	23	73	31	23	9	4	6	89		
6	67	123	24	63	30	19	10	6	6	14		
7	69	175	32	91	41	33	11	9	4	45		
8	68	292	42	161	43	45	11	17	4	22		
9	64	248	39	177	42	59	11	29	4	16		
1890	64	239	38	224	34	57	8	34	5	14		
1	60	238	27	210	26	48	9	33	4	13		
2	48	210	20	230	18	39	6	40	2	10		
3	39	190	16	214	17	34	7	50	1	8		
4	38	205	12	195	12	33	6	58	1	8		
5	30	197	13	190	10	30	7	44	2	10		
6	30	244	10	189	15	38	7	46	3	10	1	7
7	33	306	11	173	18	39	9	48	3	13	2	140
8	37	318	14	187	22	43	10	54	4	12	3	58

(1) 「日本経済統計年鑑」から作成した。

(2) aは「官公儲」、bは「私儲」の外国人である。

の点に別々吟味すべき論点をなしているのであるが、右に述べたような傾向は、欧米諸国の在日外国人に一般的なものであつたとみて大過ないであろう。

これに対して、在日中国人の占める位置は全く異なっている。明治一〇年代において、欧米諸国の在日外国人の一と二割が「官公儲」であつたのに対して、「官公儲」の中国人は、当時の在日中国人の二割にも満たない。中国人の場合、早くから「私儲」のものが「官公儲」のものを上回つていたことが注目されるが、それでもなお、「私儲」の中国人は、当時の在日中国人のなかで多数を占めたにすぎず、明治二〇年代にすすむにつれて、欧米諸国の外国人の場合と異なり、「私儲」の中国人の数は、絶対数においても急速に減少したのである。

以上のような、欧米諸国の外国人と中国人とが、日本資本主義が確立してくる時期において占めた位置の差異は、われわれが、日本で雇われていた外国人の職業や給与の実態に立入ってみると、極めて明瞭となる(第三表、第四表参照)。欧米諸国の外国人の場合、「官公儲」「私儲」を問わず、その圧倒的多数は、技術者、学校教師などであり、とりわけ、学校教師についてはアメリカ人、技術者についてはイギリス人の比重が高いことが注目される。これに対して、中国人の場合には、職工その他「雑」の比重が高かつたことが注目される。また、給与についてみると、一般的に「官公儲」の方が「私儲」よりもかなり高い給与を支えられていたこと、とくに明治一〇年代の「官公儲」のイギリス人、アメリカ

人、ドイツ人のなかには、極めて高い給与で雇用されたものがいたこと、などが注目される。月給五〇〇円以上という待遇がいかに高いものであつたかは、明治三〇年の内務省文官の平均給与が、月給に換算して、勤任官で約二八八円、奏任官で一三二円、判任官で二七円という水準であつた⁽³⁾という事実にてらせば、およそ見当がつくであろう。因みに、明治三〇年当時の海軍工廠における熟練労働者の賃金は、日給で約五〇銭であつた。また、中国人はすべて一〇〇円未満の給与で雇われていた。そのより具体的な給与水準についてこれ以上せんきくする資料は見出せなかつたが、少なくとも、「官公儲」「私儲」の在日外国人のなかで、中国人が最下層に位置づけられていたことは間違いないであろう。

以上の考察をへて、われわれは、明治初葉以来、日本に移動してきた外国人が、国籍によって三つのグループにわかれ、もちろん、そのそれぞれの内部にかなりの分化をはらみながらも、日本資本主義の確立、展開の過程において、異なる位置と役割をもつたことを、仮説的に想定しようように思われる。第一のグループは、欧米諸国の外国人であり、彼等の多くは、高給によって日本に招かれ、政府諸機関、学校、会社などに雇われ、教師、技術者、顧問として、日本の上からの近代化に不可欠な役割を果たした。日本の政府指導者たちは、彼等の知識を貪欲に摂取しながら、政策決定の主導権を自らの手に保持して、上からの近代化の道をいそいだのである⁽⁵⁾。その意味では、彼等が「官公儲」として最も華々しく登場したのが明治初葉であり、明治末年には既に、

によつて雇用されたものであり、「私儲」は日本の会社、私立学校などに雇用されたものである、とみて間違いないであろう。われわれは、この表によつて、明治初葉以来、明治二〇年代のはじめの頃まで、わが国に在留する欧米諸国の外国人の相当部分が、政府および地方自治体に雇用されていたことを確認することができるといわけ、「官公儲」のなかでのイギリス人の比重の高さが注目される。また、明治二〇年代後半から三〇年代にかけて、「官公儲」外国人の数はかなり顕著に減少して行くが、それにかわつて、「私儲」の外国人の数が増加していることが注目される。「私儲」のなかではイギリス人、アメリカ人が高い比重を占めている。もちろん、欧米諸国の在日外国人といつても、彼等がわが国に占めた位置は国籍によつてかなり異なつており、そ

第3表 主要国籍別にみた職業別在日外国人人数(1)

	学術教師	技 術		事 務		職 工		雑 類	
		a ⁽¹⁾		b		a		b	
		a ⁽²⁾	b ⁽²⁾	a	b	a	b	a	b
イギリス	{ x ⁽³⁾ y ⁽³⁾	16	8	34	82	17	34	8	1
アメリカ	{ x ⁽³⁾ y ⁽³⁾	24	90	6	200	5	16	1	8
ドイツ	{ x ⁽³⁾ y ⁽³⁾	9	20	5	22	6	18	1	1
フランス	{ x ⁽³⁾ y ⁽³⁾	7	159	10	4	3	3	4	1
オランダ	{ x ⁽³⁾ y ⁽³⁾	14	1	11	7	3	12	1	1
ベルギー	{ x ⁽³⁾ y ⁽³⁾	16	10	27	3	3	3	1	1
スウェーデン	{ x ⁽³⁾ y ⁽³⁾	6	8	1	1	1	1	1	1
その他	{ x ⁽³⁾ y ⁽³⁾	9	48	2	2	2	1	3	178
中	{ x ⁽³⁾ y ⁽³⁾	3	5	4	4	3	3	1	1

(1) 『日本帝国統計年鑑』から作成した。

(2) aは「官公職」、bは「私職」の外国人である。

(3) xは1881年、yは1897年である。

(4) 1897年については、「職工」又は「雑」の中に若干名が含まれていると推定される。

第4表 主要国籍別にみた官公職・私職別在日外国人の月給(1)

月 俸	イギリス	アメリカ		ドイツ		フランス		中 国	
		x ⁽³⁾	y ⁽³⁾	x	y	x	y	x	y
1000円以上	{ a ⁽²⁾ b ⁽²⁾	3	1		1				
500円以上	{ a ⁽²⁾ b ⁽²⁾	27	1	8	2	16	3	1	1
1000円未満	{ a ⁽²⁾ b ⁽²⁾	18	3	8	2	1	6	1	
300円以上	{ a ⁽²⁾ b ⁽²⁾	3	7	2	2	1	3	5	
500円未満	{ a ⁽²⁾ b ⁽²⁾	28	16	4	3	4	8	3	3
200円以上	{ a ⁽²⁾ b ⁽²⁾	26	8	6	4	1	5	2	
300円未満	{ a ⁽²⁾ b ⁽²⁾	2	29					4	
100円以上	{ a ⁽²⁾ b ⁽²⁾	37	11	14	4	2	1	11	4
200円未満	{ a ⁽²⁾ b ⁽²⁾	1	76		22	2	13		
100円未満	{ a ⁽²⁾ b ⁽²⁾	65	3	36	1	1	16	1	3
給 料 未 定	{ a ⁽²⁾ b ⁽²⁾	2	140	1	59	1	7	26	191
給 料 未 定	{ a ⁽²⁾ b ⁽²⁾			4					11

(1) 『日本帝国統計年鑑』から作成した。

(2) aは「官公職」、bは「私職」の外国人である。

(3) xは1881年、yは1897年である。

その絶対数における増勢も緩慢となっていたことに、改めて留意しておくべきであろう。第二のグループは中国人であり、彼等の多くは、政府諸機関に雇われるでもなく、また、日本の会社、学校などに雇われるでもなく、いわば自力で日本に登場した。明治四年の日華修好条約の締結によって、「商民の往来貿易」が公認され、いわゆる華僑の貿易商の進出が活発化し、ついで、第一節でふれた勸令三五二号によって、いわば不熟練労働者以外の「内地雑居」が公認されたのである。当時の在日中国人の職業構成では、貿易関係のものとならんで、料理業、理髪業、仕立職、印刷職など、「手職労働の技術的優秀性に基礎をおく雑業者」が多かった、と指摘されている⁽⁸⁾。彼等は、日本資本主義の形成、展開の深部にくみこまれることなく、いわばそこに残された「僅かな間隙」を埋める形で、いくつかの都会地、港町に集まって、ひそやかな華僑社会を形成し、再生産しつづけたのである⁽⁹⁾。日本における外国人労働者問題において、在日中国人が、その相対的な数の多さにもかかわらず、第二次世界大戦末期に連行されたものを別にすれば、主要な問題とならなかったことはもはや明らかであろう。朝鮮人こそは、以上の二つのグループとは全く異なった位置と役割をもって、日本資本主義への歴史的展開にかかわったところの、第三のグループを構成することになる⁽¹⁰⁾。この第三のグループについては、次節において立入って考察することにしてしよう。

最後に、わが国からの移出民の動向について、本稿の主題との関連で留意すべき若干の特徴についてのみふれておく⁽¹¹⁾。第一に、

明治一〇年代の末以来、第一次世界大戦にいたるまで、多数の日本人が、農業労働者、鉄道建設労働者、鉱山労働者など、不熟練労働力として、ハワイ、アメリカなどへ出稼にでかけていた、ということである。明治三二年に、ハワイに在住する日本人は約五万八千人であり、明治四〇年にアメリカに在住する日本人は約八万九千人であった。明治三一年から第一次世界大戦にいたる時期をみわたすならば、移民としての海外渡航者が年間五千人を下回った年は、僅かに三年あつたにすぎない。改めて第一表によってわが国への移入民の趨勢をみわたすならば、第一次世界大戦にいたるまでの時期において、わが国は基本的に、出稼的な不熟練労働力の移出国としての性格をもっていたことが想定される。ただ朝鮮への移出民がそれとはやや異なる性格のものとして展開しはじめていたことに留意しておく必要がある⁽¹²⁾。第二に、第一次世界大戦後、その性格が変化しはじめる、ということである。この時期にもなお、毎年、一万人以上二万人の移民としての海外渡航者があつたが、その数を上回る朝鮮人の帰港的な流入がはじまつた、ということは、既に指摘したところである。一方で植民地から大量の不熟練労働力が流入しながら、他方で、政府が移民取扱業者に監督、助成をおこない⁽¹³⁾、ブラジル、ペルーなど南米への定着移民を組織したことが注目される。それは明らかに、この時期の失業問題の重圧を緩和するためにとられた措置であつた。第三に、昭和期の戦時体制に突入するにともない、満州、中国などへの大量の移民がおこなわれた、ということである。昭和八年に

満州、中国に在在する日本人は、それぞれ、一八万人余、五万五千人余であったが、昭和一五年には、その数は、八二万人弱、二八万人余と激増している。その同じ期間に在日朝鮮人も約五七万人余から一二四万人余に激増しているが、この時期には、明らかに大量の移入民を上廻るほどの移出民があった、ということになる。この移出民が、日本の中国大陸への侵略、植民地化政策の一環として、「国策」としてすすめられたものであることは明らかである。移出民が日本から排出された論理、彼等が受入国で占めた位置、果たした役割などは、右にふれた各時期において歴史的に変化していると想定されるのであるが、これらの点について立入ることはできない。

- (1) 『日本帝國統計年鑑』には、在留外国人の統計が記載されており、それがほとんど唯一の利用しうる統計であるが、とくに明治前期半に關しては、かなりの調査誤れがあることを同年鑑自身が認めている。また、日韓併合後の朝鮮人の内地への流入数に關しては、より一層困難な問題がある。明治四四年から昭和一九年までの期間について、内務省警保局の統計(警察の戸口調査の集計)があるが、その数値と國勢調査との間には大きな開きがあるからである。第一表において利用した外在「在日朝鮮人に關する綜合調査」は、國勢調査人口を基準にして、その調査時点間の人口を、戸口調査人口の増加趨勢にあわせて推計したもので、最も信頼度の高いものとみることが出来る。

た、と推計している。(同書、二二一頁)

- (6) 内田直作『日本華僑社会の研究』(一九四九年)五一頁。

- (7) 内田直作、前掲書、三二一―三三頁。

- (8) なお、以上の三つのグループが、それぞれ異なる形で消費生活を営んでいたことは、第五表によつて、在日外国人の性別構成をみれば、既にある程度推定できる。欧米諸國外国人の場合には、早くから家族を連れて移住する傾向があり、とくに第一次世界大戦後その傾向が強くなっているのに対して、中国人の場合には、男子單身者の比重がかなり高いことが推定されるのであり、朝鮮人の場合には、明治年間についていえば、家族を連れての移住は皆無に近かったことが指摘できるのである。

- (9) 移出民問題に關しての検討はすべて他日の課題とせざるをえなかった。ここでは、海外興業株式会社『日本移民概史』(一九三七年)および『人口大事典』(平凡社)記載の諸資料を利用したにすぎない。

- (10) 統計的数値の正確さに關してはかなりの留保をつけなければならないが、明治四二年に、朝鮮に在留する日本人の数は、既に約一四万五千人近くに達していた。その職業別構成は明治四一年末で、「商業」四七、三九八八、「雄業」一六、八二五八、「官公吏」一五、五八四八などの順であり、「勞力」は一五、二三七人であった。(神戸正雄『朝鮮農業移民

- (2) この点に關しては、さし当り柳蔭昇『お雇い外国人・概説』(一九六六年)、吉田光邦『お雇い外国人・雄業』(一九六八年)を参照されたい。
- (3) 『日本帝國統計年鑑』第一七回(明治三二年)、一〇九四頁から算出した。
- (4) 兵部省『日本における勞資關係の展開』(一九七一年)二〇五頁から引用した。
- (5) 明治三年にだされた「外務省選」は、「近來外國人ヲ雇入、各般使用ニ供候向古之、右若兼而、御沙汰之通商諸君之上者不苦事ニ候得共、雇入方不案内ヨリ疎慢約定ニラヨヒ、或ハ其雇入ヘキ人物之撰方精細ナラス、後來不都合之通達々相聞候間、大略之心得方別紙ヲ以布告ニラヨヒ置候」と述べ、「外國人雇入心得条々」として、人選、雇入契約、監督上の注意事項を具体的に指示している。たとえば、「外國人之内、其私利ヲ貪リ、専業之外、日本内國人ト引合商売等相當度旨願出候トモ差許ヘカラス」「不動ニテ数日之間職ヲナサ、ル節ハ、雇サシ免ス趣、並酒色ニ耽ル如キ放蕩之所業アツテ、雇入タル本業ニ妨ケアル時者、年限中トイヘトモ、暇ヲ遣ヘス事當然ナリ云々」のことである。(柳蔭昇、前掲書、一〇三―一〇五頁)柳蔭氏は、「わが國がお雇い外國人を多数招聘しながら、彼等を近代化の補助者、助言者としてよく使いこなし、かつ近代化に關する政策決定の主導権を政府指導者たちが強く掌握したこと」に、わが國の近代化の一特徴があつた。

第5表 主要國籍別にみた男女別在日外國人数(1)

	總 数		イギリス		アメリカ		ドイ		ソ	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1881年	5,179	1,008	792	306	388	160	302	41		
1901	9,662	3,762	1,302	800	930	654	431	157		
1909	12,539	4,786	1,486	982	880	747	543	232		
1921	15,839	7,561	1,325	1,083	1,110	1,094	439	266		
1931	19,655	8,662	1,055	1,021	961	1,069	619	469		
1938	18,364	10,493	1,058	1,094	1,126	1,089	1,065	777		
フ ラ ン ス			中 國			朝鮮				
男		女	男		女	男		女		
1881年	165	51	3,163	408					11	
1901	312	163	5,703	1,627						
1909	379	223	7,730	2,128	342					
1921	270	215	11,219	3,837	773					
1931	251	225	14,820	4,306						
1938	214	258	10,124	4,683						

(1) 『日本帝國統計年鑑』から作成した。

論』一九一〇年、二一五頁）ハワイ、アメリカなどへの移出民の場合と異なり、労働者の比重が低いことが注目される。当時、神戸正雄は、「是れ朝鮮人ノ母國人ヨリモ労働者トシテ適任ナル所以ノ特質ヲ具備スルニ由ル」と述べている。従って、その「努力」の中味は、主として単純な不熟練労働者ではなく、朝鮮人労働者の「指導監督者」あるいは「特殊ノ技能才藝ヲ要スルモノ」によって占められていたものと推定される。事実、その頃の朝鮮における日本人労働者の賃金は、朝鮮人のそれよりも五割程度高いだけでなく、日本内地における同種職種の平均賃金に比較しても、かなりの程度高かった。（同書、一九一八年）朝鮮への移出民の性格が、ハワイ、アメリカなどへのそれと異なるものであったことは明らかであろう。日本の移出民問題の特質を論ずる場合には、資本主義の確立過程において、相当量の出稼的不熟練労働力の移出が生ずると同時に、他面では、既に早くから隣接弱少国への移出民が、いわば植民地化の先陣部隊として派出している、という、二側面に留意する必要がある。

- (11) 「移民国策」の使命をになつて、海外興業株式会社が設立されたのは、一九一七年である。政府は大正一〇年より相当の予算を計上して内務省社会局に移住民奨励の事務をとらせることをきめ、大正一一年からは予算中に正式に移住民奨励費目をくり入れ、従来、海外興業株式会社が移民から徴集していた手帳料を廃止させ、その代りに奨励金を交付すること

とした。然るに、この意味での入国管理政策は、決して左右されるわけではなく、とりわけ、労働力としての移動を問題とする場合には、受入国の雇用主たちが、移出国においてどのような募集業務をなしているか、移出国の行政がそれによってどのような影響を及ぼしているか、移出国の行政がそれによってどのような影響を及ぼしているか、などが視野におさめられなければならない。そこで、日本政府および朝鮮総督府のそれらの分野での政策を簡単にふりかえってみることにする。

先にもふれたように、われわれは未だ、入国管理行政の実態について論ずるだけの用意がない。だが、明らかにされている行政文書から推しはかれば、朝鮮人の日本内地への流入を規制する政策は、基本的に、次のように変化してきた、と捉えて大過ないであろう。

第一期は、日韓併合以来、大正一四年にいたるまでの時期であり、この時期には、度々にわたって、主として治安維持の見地から、朝鮮人の日本内地への移動に対して厳しい取締りがなされたが、基本的には、労働力としての朝鮮人の日本内地への移動の自由を許容し、ただ、日本の資本家が朝鮮人労働者を募集、調達する折におこりうる弊害についての一定の規制措置をとる、というのが行政の基調をなしていた。日韓併合によって、朝鮮人が先にふれた勅令三五二号の規制対象から外され、法的に、日本への渡航が自由になったことは既にふれたとおりである。大正八年四月から同一年末まで続いたところの、朝鮮総督府警務總監令第三号による「旅行証明」制度、大正一二年九月から翌年六月までの

ととなつた。この時期に、政府の移民政策が保護政策に転換した、と指摘されている。（前掲『日本移民概史』五三頁、八六頁）

- (12) この時期におこなわれた内地の零細農民の満州への移民については、「経済的関係以上の何ものか」が加わっていることは、既に指摘されていた。そこでは、「農民としての労働以上に、特殊の訓練が要請され」、「受取るもの」も「正常なる労賃」とは異なり、「より高きものに対する（場合によっては無償での）労働奉仕の性質を含んでいる」と指摘されていた。（風早八十二『日本社会政策史』一九四七年版、四二六頁）

四 在日朝鮮人労働者

1 入国管理政策の推移

さて、前節における考察をとおして、戦前におけるわが国の外国人労働者問題の核心が朝鮮人問題にあることが示唆された。そこで、ここではまず、既に前節でみたような朝鮮人の日本内地への流入に対して、日本の本土政府および植民地行政当局が、いかなる政策をとったかを検討しておく。

もともと、特定国への外国人の流入が、直接的には、その国の入国管理政策如何によって規制され、影響をうけることはいふまでもない。だが、それは、後述の通りである、いわば国境の太

同制度の復活などは、その自由を警察行政によって厳しく取締ろうとするものであったが、同制度の施行がそれぞれ、大正八年三月の三・一独立運動、大正一二年九月の関東大震災などへの対応としてなされていることが端的に示しているように、その主たる眼目は治安維持の面にあつた。この時期における行政当局の基本的な姿勢は、とくに危急の非常措置としてとられる場合を除き、「同題」であるべき朝鮮人の日本内地への移動を禁止することは適切ではない、というものであったように思われる。そして、日本の資本家による朝鮮人の募集、調達について、一定の保護規制措置をとるにとどめたのである。大正七年一月の朝鮮総督府令第六号「労働者募集取締規則」、大正一一年末の朝鮮人労働者の団体募集禁止などがそれである。

第二期は、大正一四年末から昭和一四年にいたるまでの時期であり、この時期には、漸く深刻な社会問題として自覚されてきた失業問題に対するいわば消極的な社会政策として、日本内地に渡航して直ちに失業者、救済者の群に投じられるおそれのある朝鮮人の日本内地への移動を、行政的「指導」によって取締り、日本の景気後退にも拘らず適々とする朝鮮人の日本内地への流入をできる限り抑制する、というのが行政の基調をなしていた。大正一四年一〇月、釜山港で布かれた「渡航阻止制度」は、明確な法律上の根拠があるか否かには問題があつたが、一定の条件を具備していない朝鮮人のいわゆる漫然渡航を極力抑えることを意図するものであった。昭和三年七月から、総督府は朝鮮人の在内地の警察

官が「真に己を得ざる者」とみとめたものについてのみ渡航を許可する、という取締りをおこなうにいたり、また、日本政府内務省は、昭和四年四月、日本の事業家による朝鮮人労働者の団体募集をなるべく制限せよ、各府県庁あてに通牒を発した。⁽⁸⁾昭和九年一〇月には、「朝鮮では移住阻止につとめ、内地では政府が指導教化してその生活向上をはかり、日本に同化させる」という方針が閣議決定されている。⁽⁹⁾

第三期は、昭和四年七月から敗戦にいたるまでの時期であり、この時期には、国家総動員法にもとづいて、戦時体制下の労働力不足を補うために、前期における政策の基調を根本的に転換するにいたった。まず、日本の資本家が朝鮮人労働者を集团的に募集、調達する自由を認め、それを行政当局が監督、助成する方針がとられたが、やがて、昭和七年二月からは、行政当局自身が朝鮮人労働者の募集、調達をより直接的におこない、集められた労働者に一定の訓練をほどこしたのち、日本の資本家に引きわたすという、いわゆる「官轉雇」方式がとられ、さらに最終的に、昭和十九年九月以降は、国家が直接公権力によって労働力を動員する「一般徴用制」が朝鮮における朝鮮人に対しても適用されるにいたったのである。この第三期の政策は、一面では、たしかに前期における朝鮮人の日本内地への渡航抑制からの根本的な転換を意味していたが、しかしながら、「労働動員計画」にしたがって、「労働動員産業」に重点的に配置するという統制の枠のなかでの転換であり、決して、朝鮮人の日本内地への渡航が全面的に自由

化されたわけではない。むしろ、この時期の朝鮮人の日本内地への渡航には、強制的性格が色濃くつきまとっている。いわゆる「官轉雇」や「一般徴用制」によって移動した朝鮮人はもちろんのことであるが、それ以前の日本の会社による直接雇集の場合でも、それに応じた朝鮮人が事実上、かなり厳しい身分的拘束のもとにおかれたことに留意する必要がある。⁽¹⁰⁾朝鮮人研究者たちが、この時期を一括して「強制連行」の時期と捉えているのも、事態のその側面を重視するならば、当然であることが理解されるのである。⁽¹¹⁾

以上のように、朝鮮人の日本内地への移動に対してとられた政府および総督府の政策は、大まかにいえば三期にわたる変遷を遂げているのであるが、その各期を通じてみられる特徴として、以下の諸点を指摘することができよう。

第一は、右のような政策基調の歴史的変化には、日本資本主義の景気変動、それにとともなう労働力需給関係の変化が、かなり直接的に反映していた、ということである。第一期においてとられた上述のごとき一度にわたる緊急措置をとりはらったのは、法律上の論議もさることながら、結局は日本の資本家の低廉な朝鮮人労働力への需要であり、「同胞」の国内移動を抑制するという異常措置が第二期において十余年もの間とられたのも、結局は朝鮮人労働力の供給過剰への警戒であった。第三期への政策転換にふみきらせたものが、戦時体制下の労働力不足であったことはくりかえすまでもない。そしてこのことは、次のことを意味していた。

その一つは、かの一連の政策は日本資本主義の展開に適合的なものとしてたてられていた、ということである。ある意味では、甚だ自明なことのように思われるかもしれないが、朝鮮人の日本内地への流入を抑制しようとしたかの第二期の政策が、しばしば社会政策的な見地からする非護論をもとなっていたことを想起するとき、この点の確認は決して無意味ではない。「内地人労働者の失業保護」と「内地に於ける朝鮮労働者の窮乏保護」が、かの「渡航阻止制度」の大義名分とされていた。⁽¹²⁾だが、釜山などの出港港で日本内地への渡航を阻止された朝鮮人にとって、朝鮮での「窮乏保護」を期待しえたわけではない。失業救済、救恤など、社会政策的諸施設の面では、朝鮮よりも日本内地の方がすすんでいることは自明であった。しかも、「同胞」として「一視同仁」に遇されるべき朝鮮人を、日本内地で、その面を差別することは、それ自体深刻な不満を朝鮮人に植えつけることになる。そこで、場合によっては、在日朝鮮人のなかで公費による保護救済をうける者の率が、日本人のそれに比してより大きい、というような事態も生まれることになった。やがて、本来日本人を救済すべき日本内地の社会政策的諸施設が、流入してきた朝鮮人によって利用されすぎではないか、という素朴な疑問が日本人の側から投げかけられることになる。日本人労働者自身の失業と貧困が増加してくる状況下で、それは自然な動きであったといえよう。かの「渡航阻止制度」は、そのような動きにこたえるかたちでうちだされたのであった。それは、自らが生みだした失業と貧困を

まねにして、日本資本主義が支出を強いられる社会政策的施設をできる限り抑制すると同時に、朝鮮人への反撥、蔑視をバネとして、朝鮮人を窮乏の彼方へ切捨てるかたちで、日本人労働者を体制内につなぎとめていくことを意図した政策であった、と捉えて差支えないであろう。⁽¹³⁾

いま一つは、かの一連の政策では、在日朝鮮人が日本資本主義の変動とともに流入するところの、いわば、国際的な臨時工として位置づけられていた、ということである。朝鮮人労働者が日本人労働者に比して、低賃金、長時間労働、不潔な作業に耐える「美点」をもっていることは、かなり早い時期からみとめられていたが、日本資本主義の基幹的産業分野の中心的労働力を朝鮮人によって代替するという発想は、日本の資本家の労働管理思想としても、また政府の労働政策思想としても、生まれがたいものであった。それは何よりもまず、日本資本主義の生産力段階に適合的な労働力の質を、当時の朝鮮人に期待することは不可能に近い、という事実認識にもとづいていた。そこで、日本人労働者によって充足しがたい不熟労働分野についてのみ、景気変動とともに海をわたって進出する限界供給的な労働力として朝鮮人を利用すること、そこにかの一連の政策の底に流れる発想があつたように思われる。石炭産業は、かなり早くから朝鮮人労働者を大量に導入した産業の一つであつたが、そこでも、契約期間は二年間が通例であつた。⁽¹⁴⁾かの第三期における政策転換によって、朝鮮人を「常備労働力」として産業第一線を強化せんとする根本方針が

確立せられ」た時点でもなお、契約期間は大体二年間とされていた。⁽⁶⁾朝鮮人が日本帝國主義の植民地支配によって民族まるごとプロレタリアート化された、という指摘はしばしばくり返されてきたが、日本資本主義は、それを基本的に臨時工的なものとして吸収し、排出する仕組みをつくりあげること努めたのである。

第二は、各時期の政策には、それぞれの歴史的状況下で、日本内地に流入する朝鮮人をできるだけ政治的、社会的に従順なものにのみ限ろうとした治安当局の姿勢が投影していた、ということである。相対的には最も自由な往来がみとめられた第一期においても、社会的緊張が発生した場合には、「旅行証明」制度が導入され、「不良な」朝鮮人の往来を抑制する体制がとられたし、そこで前面にでてきたところの、警察・憲兵など、治安当局が朝鮮人の日本内地への移動を規制する窓口となるというこの仕組みは、その後も変更されることがなかった。かの「渡航阻止制度」のもともとは首尾よく日本内地に上陸しようするためには、実際にその運用にあつた治安当局の選別をパスすることが不可欠だったのである。すでにふれた形式的要件もさることながら、そこで実質的には、一人一人の朝鮮人の政治的、社会的資質が吟味されたであろうことは想像にたたくないであろう。ある在日朝鮮人は、郷里の学校長、警官の推薦が決定的な意味をもっていたと証言している。⁽⁷⁾第三期における大量動員の時期にも、この点の配慮は貫かれていた。ただ、全般的な労働力不足状況のもとでは、朝鮮人労働者に対するさまざまな威嚇、強制の機が不可欠となつた、とい

うことが改めて強調されるべき点である。⁽⁸⁾

- (1) 朝鮮總督府警務總監令第三号「朝鮮人ノ旅行取締ニ関スル件」は、朝鮮人が朝鮮外に旅行しようとする場合に、「居住地所轄署又は警察官駐在所」に旅行目的、旅行地を届出て、「旅行証明書」の下附を受けるべきこと、また朝鮮内にもどってくる場合にも、その証明書又は「在外帝國公使館ノ証明書」を「朝鮮最初ノ到達地ノ警察官」に提示すべきことを規定していた。(司法省調査課「内地に於ける朝鮮人とその犯罪に就て」司法研究「第一七輯二頁、一九三三年」)
- (2) 宮崎繁樹「戦前のわが国における外国人の処遇」(前掲)一六三頁。
- (3) 朝鮮總督府令第六号「労働者募集取締規則」は、「朝鮮外ニ於ケル事業ニ従事スル労働者ヲ募集セムトスル者」が、雇用・労働条件の明細を記載した「雇入契約書案」および、募集しようとする労働者の姓、数、年令、募集区域、期間などを募集地警務に届出て、許可を受けるべきこと、「事実ヲ隠シ又ハ誇大若ハ虚偽ノ言動ヲ用テ募集ヲ為サ、ルコト」「一四才未満ノ者ヲ募集セサルコト」などを規定している。(前田「特殊労働者の労働管理」(一九四三年、二四頁—二七頁))
- (4) 司法省調査課「内地に於ける朝鮮人とその犯罪に就て」は、大正一四年一〇月に布かれた渡航阻止制度は、「法規上明らかな根拠を併せているとは認め難く、かえつて「内地警察

和の障害となるのではなからうか」と述べている。(三頁)

- (5) 「渡航阻止制度」の運用の実態については、未だ明らかにされていないが、日本の警察当局は、「大正十四年十月ヨリ渡航南道釜山ノ警察当局ニ於テ(1)無許可労働者募集ニ應ジ渡航スル者(2)内地ニ於ケル就職不順ナル者(3)国語ヲ解セザル者(4)必要ナル旅費以外ノ所持金十円以下ノ者(5)モルヒネ患者等ヲ調査シ、該当者ニ対シテハ懸賞ノ上内地渡航ヲ阻止シツツアリ」と述べている。(内務省警保局「昭和六年ニ於ケル社会運動ノ状況」一九三二年、一〇六五頁)

- (6) 同書、四頁。

- (7) 公安調査庁「在日朝鮮人の概況」七頁、一九五三年。(松村高夫「日本帝國主義下における朝鮮人労働者」『経済学年報』一〇号、一九六七年、所収、二二七頁から再引用)なお、松村論文は、本項でとりあつてはいる事例についての最も詳細な研究である。

- (8) 昭和一四年九月、日本行政当局は、「朝鮮人労働者募集要綱」「朝鮮人労働者移住に関する事務取扱手続」を制定し、各業者に指示した。そこには、朝鮮人労働者を募集しようとするものは、「労働者の不足状況及其の対策として採りたる方法、内地労働者を募集し所期の目的を達成せざりし事情等の詳細」などを記載した「募集雇入願」を当局に提出すべきことをはじめ、雇用条件(たとえば、雇用期間六ヶ月以上、期間満了後の帰旅旅費の全額雇主負担など)、輸送方法(た

とえば労働者五〇人につき少なくとも引当者一名)、警察その他関係当局への報告、連絡義務などについて、詳細な指示がもろこまれている。(前田、前掲書、二九—三一頁)

- (9) 「官制」方式による労働者の募集、派遣は、昭和一六年六月に、「労働資源の開拓」「労働者の確保」などを目的として設立された朝鮮労働協会を主体としておこなわれ、資本家は、労働者一人当たり一定金額を同協会に納付することによって、労働者を雇入れることができた。「朝鮮内地移入料定要綱」によれば、「職業紹介所及府邑面へ常ニ管内ノ労働事情ノ推移ニ留意精通シ供出可能労働ノ所在及供出時期ノ緩急ヲ考慮シ警察官並ニ朝鮮労働協会国民総力団体其ノ他関係機関ト密接ナル連絡ヲ持シ……協力ノ上現当労働者ノ選定ヲ了スルモノトス」と規定されている。また、同「要綱」は、五名ないし一〇名を以て「組」、二組ないし四組をもって「班」、五班内外を以て「隊」を編成し、なるべく出身地展別にまとめられたこれらの「班」「隊」組織を、各事業所への配置においても生かすべきこと、職業紹介所、朝鮮労働協会は「隊出動前」にできるだけ「規律アル団体訓練」をほどこすべきことなどを規定している。(前田、前掲書、四六頁—五二頁)当時北海道農務部長であった前田一によれば、朝鮮における「現地訓練」で、「第一に教ふべき事」は、「我等ハ皇國臣民ナリ忠誠以テ君國ニ報ゼン云々」の「皇國臣民の誓詞」の朗唱・解説によって、渡航の心構えを確立させることであ

った。「途中逃走は就業後早期帰国、逃亡等の事故を生ずる事なき様信念的奉仕心の鍛錬育成に努むること」「部隊組織の意義を理解せしめ命令服従の精神を徹底せしむること」などが具体的に指示されている。(同書、六二頁以下) われわれは、この時期における労働者募集、調達において、単に必要な量の労働力を権力的に調達することが追求されただけでなく、その労働力の質を、労働者の精神の内奥にまで立入って一定の形型にはめべく、組織的な教育・訓練が追求されたことに注目しておくべきであらう。この時期に日本に「強制連行」された朝鮮人は、前田一によって見事に描かれたような、かかる強圧的労働管理と対決することをせまられたのであった。

(10) 松村、前掲書、一七〇—一七二頁。

(11) 昭和十四年の第一次労働動員計画の場合でも、集団引率に先立って、「職場の変更は之を為さざること」「協和事業団体に加入し其の会員章を所持すべきこと」「言語は国語を使用すること」「其の他協和事業団体幹部警察官及職業紹介所職員の指示に服すべきこと」などが朝鮮人労働者に訓示されたのである。そして、彼等はすべて、雇主の直営による合宿所に収容されるべきものとされていた。(前田、前掲書、三一—三三頁)

(12) 朴慶植、前掲書、五一頁以下。また、朴在一もこの時期を「強制連行」と呼んでいる。(朴在一、前掲書、三〇頁)

(13) 注(9)を再度参照されたい。第三期における集団搬送は、到達就業地における文字通りの強制労働につながっていた。この点は朴慶植前掲書が詳細に指摘している。

2 移民の一般的性格

前項でみたごとく、日本政府および総督府は、朝鮮人の日本内地への流入に関して、その量および質の両面についての規制をおこなった。その規制にこめられた政策主体の意図については、既に指摘したとおりである。そこで、本項では、朝鮮人移民の一般的性格について吟味しながら、朝鮮人の日本内地への流入の実態について立入っていくことにしよう。いうまでもなく、入国管理行政は、労働力の国際間移動を規制する重要な要因の一つではあるが、決してそのすべてではない。政策主体の意図と政策の効果とのずれに着目することによって、われわれは、朝鮮人の日本内地への流入を規定していた深部の要因に近づけることができるであらう。

さて、前項での分析を前提として、第一表をふりかえるならば、われわれはまず、次の諸点を指摘することができる。第一は、在日朝鮮人の数量の推移が、ある程度までは、政府の入国管理政策の推移と照応している、ということである。例えば、かの第一期においてとられた「旅行証明」制度は、既にはじまりかけていた在日朝鮮人の増加趨勢をかなりの程度抑制した。在日朝鮮人の対前年比増加率は、大正六年に約二・四倍、同七年に約一・

(13) 秋山齊助、前掲論文、九八頁。

(14) 一九二九年末、「鮮人労働者と失業問題」を論じた一論者は、東京の江東方面での公共職業紹介所に毎朝おしよせる労働者の六割五分までは朝鮮人であり、日本人の「自由労働者」は毎日平均四分の三位は職につくことができない状況であることなどにふれたのち、現状を放置すれば、日本文化の本質は朝鮮人労働者の進出によって「数年乃至数十年進行を余儀なくされる」と警告し、かりに朝鮮人の失業率が内地人日僱労働者に比較して稍高かったとしても、「自己の自由意志を以て選んだ新天地開拓の道程に於ける制約」とうけとめるべきである、と論じている。(秋山齊助、前掲論文、一四—一七頁)

(15) 大槻文平「北海道に於ける朝鮮人徴兵問題」『社会政策時報』一九三〇年一〇月、九九頁。なお、多くの場合、契約満期の折には朝鮮への帰国旅費を会社が負担する、ということが雇用契約のなかに含まれていた。注(8)をも参照されたい。

(16) 前田一、前掲書、四六頁以下。

(17) 「今回の(第一次)労働動員計画に基く移住朝鮮人労働者は特に思想堅実、身元確実、身体強健にして成る可く国語を理解し、且つ本人居住地を管轄する警察署長に於て、内地渡航難文なしと認定した所謂優秀分子に限られた」という。(前田一、前掲書、三二頁)

六倍であったが、同八年には約一・三倍、同九年には約一・一倍と減少している。そして、「旅行証明」制度がとりはられると、大正一一年に約一・七倍、同二二年に約一・四倍、同三三年に約一・五倍の急増が再びはじまっている。第二期におけるかの「渡航阻止制度」は、明らかにこの傾向を抑制するものであった。在日朝鮮人の対前年比増加率は、大正一四年に約一・一倍、昭和元年に約一・一倍という具合に再び急減している。同様な変化は第二期から第三期にかけても指摘できる。昭和五年以降、在日朝鮮人の対前年比増加率は、数%前後にすぎなかったのであるが、昭和十四年以降は、二〇%前後に急増している。政府の入国管理行政が在日朝鮮人の数量の推移に、直接的な影響を及ぼしていることは明らかであらう。

だが、むしろ注目すべき点はその先にある。即ち、第二は、さらに事態を仔細に検討してみると、政府の入国管理行政によっても規制しがたい動きがあるように思われる、ということである。かの第二期における「渡航阻止制度」は、既にふれたように、日本内地における失業問題が深刻化してきたのに対応して、それを激化させるおそれのある朝鮮人の流入をできる限り抑制しようとするものであったが、現実の在日朝鮮人の増加趨勢は遂におしとどめられなかった。大正一四年から昭和一三年までの間に、約四・七倍の増加があった。とりわけ、世界恐慌による解雇、賃金値下げの嵐が日本内地をおおっていたまさにその時期に、在日朝鮮人の増加があつた、ということが注目される。昭和初年か

昭和五年までの間に、在日朝鮮人は約二〇万人余、倍率にして二倍に増加している。これが、かの「渡越阻止制度」による抑制にもかかわらず進展したのであった。当時の一論者は、朝鮮人は「内地渡越の其の日から完全なる失業者」である、と述べた。われわれは、労働力の国際間移動において、吸引の論理よりも排出の論理が基本的に作用した典型的な事例をここにみる事ができる。多くの調査は、在日朝鮮人の朝鮮における前職業が、圧倒的に南朝鮮での農業であったことを指摘している。大正九年から着手されたいわゆる産米増殖計画が、いかに朝鮮における農民層の分解をおしすすめたかについては、既に詳細な研究がある。朝鮮人の日本内地への流入は日本帝国主義の植民地支配が生んだ結果に他ならなかったのである。

だが、在日朝鮮人の日本内地への流入を、ただ単に、朝鮮における農民層の分解——排出の論理をもって説明しきることにはできない。日本資本主義が朝鮮人労働力を需要し、吸収する局面があったことは、既にふれたとおりである。また、農村から排出される朝鮮人にとって、落ちつくべき先が日本だけであつたわけでもない。事実、既におこなわれた推計によれば（第六表参照）、一九一〇年代を通じて、年平均約三万三千人余の朝鮮人が満洲に流出しているのであり、とくにかの三・一独立戦争がおきた大正八年には、約八万人余の満洲への流出がみられた。朝鮮人の日本内地への流出量が満洲へのそれを上回るのは、一九二〇年代に入ってからである。そして、一九三〇年代後半からは、日本内地

過剰資本がいかなる産業分野に投下されるかによって異なりうるであろう。いま一つは、排出の論理と吸引の論理の作用の程度は、当然、歴史的に異なっているであろう、ということである。やや大胆にシエマ化して言えば、かの第一期の政策基調の基礎にあったものは、排出の論理に劣る吸引の論理の強さであり、第二期の政策基調の基礎にあったものは、吸引の論理をはるかに上回る排出の論理であった。だが、第二期の末期には、既にその点で変調が生まはしめている。農村から排出される朝鮮人が、専ら日本内地へむけて流入してきたかにみえるこの時期のパターンが変化しはしめている。第一表と第六表をつきあわせれば明らかであるが、昭和一〇年以降は、満洲への流出人口の方が日本への流出人口を上回る傾向がみられる。また、朝鮮内における工業的雇用のこの時期に急増したことが注目される。それは当然、農村から排出される朝鮮人がひたすら日本へと流出していく勢いを、ある程度は抑制することになったに違いない。昭和一〇年以降、「大陸兵基地」としての朝鮮の工業化が、半島の中部以北ですすめられた結果、朝鮮南部から北部へむけての人口移動が進んだと指摘されている。実際、第七表が明示しているように、昭和一〇年から一三年にかけて、朝鮮人の内地渡越者数自体が減少しているし、内地滞留率も著しく低下している。この傾向は、かの第三期にいたって明らかに逆転するが、それがかの「強制連行」によるところ大きいことは、第八表によって明らかである。第三期に増加した在日朝鮮人は約一二三万人であるが、そ

第6表 朝鮮人の満洲への流出人口

年次	人口数	年次	人口数
1910	29,843	1927	22,274
1911	29,843	1928	17,684
1912	29,843	1929	13,113
1913	29,843	1930	18,511
1914	15,419	1931	13,763
1915	16,283	1932	19,868
1916	9,492	1933	22,947
1917	22,248	1934	55,331
1918	53,586	1935	63,602
1919	70,194	1936	71,663
1920	19,075	1937	88,898
1921	8,810	1938	91,069
1922	4,240	1939	143,873
1923	1,260	1940	169,726
1924	5,584	1941	105,996
1925	4,306	1942	38,974
1926	29,822	合計	1,336,783

(1)金哲『朝鮮の人口と経済』(1965)31頁から転載した。1910年～1939年が同数であるのは、4年間の平均値を掲げたためである。なお、統計方法については、同書29～31頁を参照のこと。

地と満洲とへ向けて、ほぼ同等の太さの流出のパイプがわたされてい、とみて大過ないであろう。

ここで、われわれは当然、排出の論理と吸引の論理の双方を、視野にいておくべきであろう。それは至極常識的なことのように思われる。だが、以上の考察をへて推定しうるのは次の二点である。その一つは、植民地労働力の国際間移動においては、排出の論理こそが基本的に作用するのではないか、ということである。発達した資本主義国が近隣国を植民地化し、在来の農業、工業を商品経済の渦に巻きこみ、農民層の分解をおしすすめる反面、植民地内部における新たな工業的雇用の増加させない場合には、近隣の宗主国にむけての人口流出がつづくのは不可避である。発達した資本主義国の過剰資本が植民地に輸出されることは、たしかにその傾向を緩和する一要因たりうるが、その程度は

の間に日本に「強制連行」された朝鮮人は約八二万人であった。とくに戦争末期には、在日朝鮮人の増加数を上回る数の「強制連行」がおこなわれたことが注目される。既にこの時期には、かりに「強制連行」がおこなわれなかったとすれば、在日朝鮮人は朝鮮へむけての逆流によって減少する動きを示しはじめていたのである。もちろん、戦争末期の政治的諸条件の変化を無視しては、この現象を説明しきことはできないであろうが、先にふれたように、第二期の末期にあらわれはじめた経済的基礎過程における

第7表 朝鮮人の日本内地への渡越・帰還(1)

	渡航(A)	帰還(B)	滞留率 $\left(\frac{A-B}{A}\right)$
1931~1934年	663,714	441,761	33.5%
1935~1938年	508,141	475,483	6.5%
1939~1945年 ⁽²⁾	2,378,232	1663,929	30.0%

(1)金哲『朝鮮における在日朝鮮人の人口統計』(朝鮮学報)第48巻(1968年) p69から作成した。なお、基礎資料は、内務省関係機関の資料である。
(2)1945年については、1月から5月までの数値である。

変調にともなう、朝鮮人労働市場の一定の変化を想定しうるようと思われる。やや大胆に論をすすめるならば、かの「強制連行」の強圧的措置は、労働市場において以前よりはかなり有利な条件にたはしめた朝鮮人労働者への対応として必然化されたもの、として位置づけうるのではないであろうか。

事態を以上のごとく捉えるならば、われわれは、朝鮮人移民の性格を固定的、不変的なものとして描きだすことについては、相当の留保をつけておく必

第12表 朝鮮人労働者就業構造(1)

1920				1930			
大分類	合計	小分類	合計	大分類	合計	小分類	合計
農業	1,287	農	845	農業	20,058	農	8,661
水産業	594	漁業	1,190	水産業	1,444	漁業	4,027
鉱業	6,534	炭鉱	1,247	鉱業	16,304	炭鉱	7,681
工業	19,428	絹織物	1,170	工業	138,144	絹織物	1,750
		綿糸紡績	495			綿糸紡績	3,551
		織物	2,248			織物	19,093
		染色・漂白・糸加工	427			染色・漂白・糸加工	1,007
		染工・縫工	570			染工・縫工	2,887
		木工・建築	471			木工・建築	3,715
		土方・瓦葺	1,137			土方・瓦葺	2,620
		その他	5,379			その他	3,768
商業	1,773	土木建築	1,137	土木建築	(63,770)	土木建築	3,331
		土木建築	3.0	土木建築		土木建築	58,458
交通業	4,113	船舶運送	1,717	交通業	26,848	船舶運送	3,323
		船舶運送	4.6			船舶運送	5,119
公務	372	その他	1,608	公務	20,985	その他	7,639
自由業	4	その他	1.0	自由業	1,465	その他	2,120
家使用人		その他	4.6	家使用人	3,368	その他	10,805
その他有業名	2,109	その他	1,742	その他有業名	31,372	その他	2.8
		その他	3.8			その他	0.3
無業	1,441	無業		無業	159,011	無業	0.8
総合計	37,654	総合計		総合計	418,999	総合計	38.0

(1) 松村前掲論文p.115およびp.142から改定した。松村論文の誤植は、四角調査報告(1920年、1930年)である。

(2) 松村論文での合計数値を修正した。

(3) 総合計に対するものである。小分類は主要なものを掲げたもので、%の合計は100%にならない。

在日朝鮮人の性別構成、年齢構成を吟味するならば、同様に推定しうる点である。第二期へすすむにつれて、明らかに在日朝鮮人のなかでの女子の比重は増加しているし、非生産年齢人口の比重は増加している。大正九年には、二〇才代の青年が過半数を占めていたのに対して、昭和一五年にはそれが四分の一程度であることが指摘できる。これらはすべて、朝鮮人移民の出稼的、浮動的な性格が、第二期の経過とともに稀薄化してきたことを示しているように思われる⁽¹⁾。しかし、同時に次のことに留意しておくことが必要である。即ち、右にふれたような傾向は、第三期に入ってから逆転しはじめる、ということである。第九、第一〇表における昭和一七年の数値が示しているように、世帯をかまえて居住する者の比重は減少しはじめ、在日朝鮮人のなかの女子の比重も減少しはじめている。第三期に入ってから「強制連行」によって移入された朝鮮人が、基本的に、世帯をかまえて居住することのない単身者、男子であったことは明らかであろう。以上、われわれが、在日朝鮮人の出稼的性格を語る場合にも、その歴史的变化を看過してはならないことを指摘しておきたい。

第二は、朝鮮人移民の臨時工的性格に関してである。既に前項で指摘したごとく、日本政府の朝鮮人移民への入国管理政策の底には、朝鮮人を、日本資本主義の景気変動とともに流し入れるところの、不熟練労働分野における限界供給的な労働力として利用しようとする発想が流れていた。そして、事実、数多くの調査で、朝鮮人移民が日本の就業構造のなかでどのような位置を

しめていることを指摘した。第一次世界大戦中の好況期に、かなりの数の繊維工場、造船所、製鉄所などは朝鮮人労働者を雇入れ、日本内地への朝鮮人の大量流入の水路をあげたのであるが、戦後恐慌の到来とともに、彼等の多くは日本人労働者に先立って解雇された。既に、大正一三年に刊行された「調査報告書」は、「大工場の直接使用人として、朝鮮人職工は至極稀れに見るに過ぎざる有様」であり、「労働の低廉なるてふ事のみを最大要件とする小企業家」も好況期には朝鮮人を需要したが、「現在に於ては唯、昔日の飛騰を止むるに過ぎざる状態」にある、と指摘した。それは、相対的に低劣な質の労働者が強る必然的な運命として描かれたのであった。朝鮮人労働者のほとんどすべては「筋肉労働者」であり、しかもその圧倒的多数は人夫、土工の類であり、僅かな数の「職工」も、一般に、日本人労働者の就業したがない不快不潔な作業分野に低賃金で雇用されているにすぎない、というのがいくつかの調査が明らかにした点であった⁽²⁾。

だが、既に指摘したような朝鮮人移民への入国管理政策の意図との関連では、何よりもまず、流入した朝鮮人の多くが不況到来とともに必ずしも朝鮮に還流することなく、招かれざる新参者の大群をも加えて、日本内地の労働市場の最底辺に聚集する停滞的過剰人口の重要部分を構成するにいたったことに注意するべきであろう。彼等は日本資本主義の運動に適合的に流入する国際的臨時工の位置におさまらなかつたのである。たとえ生活が困窮しようとも、日本に滞留して不安定な就業によっていくつなく、

というのが、多くの朝鮮人のえらんだ道であつた。先にふれた出稼的性質の稀薄化は、まさにこのような過程と結びついていたのである。そして、在日朝鮮人はかの第二期にすすむにつれて、日本の就業構造のなかで特有な位置を占めることになる。その点について既になされた諸研究を前提にして、われわれはここで、次の諸点に留意しておきたい。その一つは、在日朝鮮人は、職業的に、主として、土木建築業における土工、飲業における採炭夫、土砂採取夫、中小工業における最下層労働分野など、不熟練筋肉労働に従事する者と、屠屋、古物商、行商など、失業が生じた朝鮮人の「第二の天職」ともいへば都市細民の職業に従事する者とに分れる、ということである。第一二表が示しているように、かの第二期には、これらに接するかたちで、膨大な失業者がひかえていた。もちろん、在日朝鮮人内部にも、一定の階層分化がすすみはじめてはいた。たとえば、日本に早く渡来し、運よく家を借りて朝鮮人相手の下宿業を営んでいる者は、明らかに収入水準において他の在日朝鮮人を上回っていた。また、人夫、日雇などよりは、工場に職工としての雇用機会をつかんだ者の方が、収入が安定していることも明らかであつた。だが、この分化を過大に評価することはできないように思われる。いま一つは、同じことの裏側をいうにすぎないが、在日朝鮮人は、日本の近代的大工場の中の基幹的な作業分野に進出することは遂にできなかった、ということである。第三期にすすむにつれて、工業に従事する朝鮮人もかなり増加し、⁽¹³⁾ 鉄鋼業、造船業、銃砲弾製造工場など

のなかで働く在日朝鮮人が増えてきたが、その場合でも、彼等が就いた職種は荷役夫、雑役夫などが大部分であつた。この点では、飲業、土木建築業などにおける朝鮮人労働者の進出は、それとは質的に異なる面をもつていたとみて間違いないであろう。かの第三期に「強制進行」された朝鮮人の多くが、飲業、土木建築業に導入されたのであるが、彼等は、それぞれの産業における重要な生産工程に配置されたのであつた。⁽¹⁴⁾ 以上の事情は、在日朝鮮人労働者の主体的運動の社会的影響力を論ずる場合の前提として留意しておくべきであらう。

(1) 秋山秀助、前掲論文、九七頁。なお、内務省社会局の推定失業率は、昭和七年がピークである。また、工場から解雇された者の帰郷状況調査によれば、昭和元年から昭和七年にかけての時期がとくに失業率が高かったことが推定される。(昭和同人会「統計からみた雇用と失業」一九五七年、二二—二二頁)

(2) 産米増殖計画については、林柄潤「植民地における商業的農業の展開」(一九七一年)を参照した。

(3) 昭和十一年六月現在、満洲国には、約八七万人の朝鮮人が在留したと推定される。その性別構成では男女ほぼ同数であり、定着の移民であつたことがうかがわれる。(細川嘉六「植民史」三四九頁)

(4) 久岡健一「朝鮮農民の内地移住の必然性」(社会政策時報一九四一年一月号)は、朝鮮における「歴史的景況」と

内地における「差別的景況」をあげ、それらは「相呼応する二つの経済過程のもたらす必然的所産」である、と強調した。(一二三—一二四頁)もともと、排外の論理という場合でも、吸引の論理と無関係に内容を規定しうるわけではない。大阪市社会部の最初の調査では、朝鮮人のいわば絶対的窮乏化の進展から朝鮮人の内地への流入を説明しようとした当初の仮説を変更することになった、と述べられている。朝鮮人の内地への流入の諸原因の「根本」は、「唯、一片の生活難と謂ふよりも、寧ろ、朝鮮人下層民が大いに覚醒し、其向上心が強まりたる結果に他ならざるもの」と捉えるべきではないか、というのであつた。(大阪市社会部「朝鮮人労働者問題」一九二四年、七五—七六頁)このような捉えかたは逆に一面的になるおそれをもつが、かりに受入国側の労働需要面での吸引力が弱い場合でも、連れた生産力段階の近隣国の文化、生活様式に接することによって、新たな生活標準がひろがり、それを維持する上での生活難・流出という事態がすすみうることは考慮されるべき点である。

(5) 昭和八年から昭和十三年にかけて、朝鮮における飢餓数は二・六倍、工場労働者数は二・五倍、土木労働者は三・六倍に増加している。(細川嘉六、前掲書、三五〇—三五一頁から算出)昭和恐慌以降、日本の過剰な工業資本は、重要産業統制法や工場法などから自由な朝鮮に、その捌け口をえらんで進出した。また、総督府も、従来の方針を一変して工業投資

を助長しようとはかった。(林柄潤、前掲書、一六二頁、金哲、前掲書、一五七頁以下参照)

(6) 金哲、前掲書、四七頁。

(7) 但し、この数値の意味は、「渡益阻止制度」の具体的運用をたしかめることなしには、正確におさえることはできない。

(8) 大阪市社会部、前掲書、一〇—一二頁、一七頁以下。

「吾々は朝鮮人の渡益及帰還の数が季節によって相違のある事に気付くであらう。即、歳暮から年始にかけて渡益者の数が減じて反対に帰還者の数が増す事、之は朝鮮人の習慣として正月をその故郷に迎へんとする為に外ならない。又農繁期に渡益者の減じ帰還者の増す事も農業を主たる職業とする朝鮮人として当然の事であらねばならぬ」(山田文雄「朝鮮人労働者問題」京城帝国大学法文学部「朝鮮経済の研究」一九二九年、五〇〇—五〇一頁)

(9) 大阪市社会部、前掲書、一〇—一二頁。神戸市役所社会課「在神井島民衆の現状」一九二七年、八一—九〇頁。東京府社会課「在京朝鮮人労働者の現状」一九二九年、一二七—一三四頁。神戸市役所の調査はこの点について次のように批判している。「若し無理算段して国元へ送金するの愚をやめて、今少し世人一般の生活に順応する心がけにでもなつたら——内地人の鮮人に対する好ましからざる感情は、須臾にして半減され、且つ消滅することであらう。一文惜しみの百文知ら

- ず云々(前掲書、八五頁)
- (10) 山田文雄、前掲論文、五一〇―一一頁。大阪市社会部『朝鮮人労働者の近況』一九三三年、三三頁。
- (11) 東京府社会課の昭和三年五月の調査によれば、世帯員の二六・五%、単身者の一四・五%が永住を希望しているにすぎない(東京府社会課、前掲書、一四八頁)。昭和九年一月から翌年二月にかけての調査では、世帯員の六七・四%、単身者の四六・六%が永住を希望するにいたっている。(東京府社会課『在朝鮮人労働者の現状』一九三六年、一八六頁)
- (12) 大阪市社会部『朝鮮人労働者問題』(一九二四年)二四一―六頁、二八頁。
- (13) 同書、一八頁。大阪府は兵庫県、愛知県などとともに、在留朝鮮人の比較的多くが「職工」として働いている地域であったが、大阪市の第三回労働統計実地調査(昭和五年一〇月)によれば、三〇人以上使用の工場に働く朝鮮人労働者のうち、三六%が製糸、二〇%が金属工業、一〇%が化学工業、一六%が機械工業で働いていた。朝鮮人は「硝子、エナメル、玻璃、鍍金、肥料、製材及びメッキなどの技能比較的低いし、しかも過激な労働を要する工場以外ではあまり需要されてない」というのが報告書の指摘であった。(大阪市社会部『朝鮮人労働者の近況』一九三三年、二九―三〇頁) 因みに、在留朝鮮人が多く集中した地域は、大阪、東京、福岡、愛知、京都、兵庫などであった。

- (14) 朴在一、前掲書および松村高夫前掲論文を参照した。
- (15) 朴在一、前掲書、四九頁。
- (16) 神戸市役所社会課、前掲書、七五―七七頁。
- (17) 東京府社会課『在朝鮮人労働者の現状』(一九三六年)は、「往年に較べて固定的、技術的労働者の増加」などがみられることを指摘したが、同時に、それは「最近の傾向の一部分」にすぎず、「大多数の朝鮮人労働者」は「最下級労働者としての立場に固いてゐる」と強調している。(二五頁)
- (18) 内務省の推定によれば、昭和一八年には、在留朝鮮人労働者の総数は九〇万人、内三四万人は土木建築業に、二〇万人が工業に、一七万人が鉱山に働いていた。(松村高夫、前掲論文、一八〇頁)
- (19) 朴在一、前掲書、五八頁。
- (20) 大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』によれば、第三期における「強制連行」者七二万人のうち、三四万人が石炭山に、六万七千人が金属山に、一〇万人が土建に、二〇万人が工場その他に配置された。(松村高夫、前掲論文、一七二頁)
- (21) もちろん、その場合でも、彼等が上等の職種についていることを意味するわけではない。彼等が機械技術的作業に不適であることは、当時の鉱山の労働管理担当者が自覚していた点であった。だが、朝鮮人は、はじめに述べたように、

ついで松村高夫、文柱夫として、重要な生産工程に配置されるのが通例であった。意欲的な労働管理担当者、朝鮮人の先山を養成して、朝鮮人だけの切羽を実現することも不可能ではない、と述べていた。(労働科学研究報告『平島労働者労働状況に関する調査報告』一九四三年、一三頁以下)

3 小括にかえて

以上、われわれは、朝鮮人移入民の一般的性格について、従来の調査研究の結果から重要と思われる論点を拾いあげてきた。だが、以上の考察は、既にふれたようなわれわれの研究関心からするならば、解明されるべき問題領域のごく一部分に照明を与えたにすぎない。問題の本格的解明は今後の作業として残さざるをえないのであるが、いわばそれへの橋渡しとして、本稿から導き出される若干の論点にふれて、稿をとじることにした。

第一は、朝鮮人移入民が日本人労働者に与えた影響に因してである。もちろん、本稿における限られた考察が、そのような大きなテーマについて示唆しうる点のごく限られている。だが、朝鮮人移入民が日本の重工業の基幹的作業分野に進出することができず、労働力需給関係が逼迫したかの第三期においてすら、日本人労働者と代替してその不足を補いえたのが結局のところ、「最下層労働」又は単なる筋肉労働の未熟練労働部門に限られていた、という事実、いくつかの含みをもつものとして留意しておくべきであろう。

同種労働に従事している場合でも、朝鮮人労働者の賃金は、日本人労働者の賃金に比較して二割ないし五割ほど低い格差をつけられる、という「民族差別賃金」が存在していた、と指摘されているのであるが、そのような賃金の低廉さをもってしても、基幹的産業分野における日本人労働者の中心的部分は、朝鮮人によって代替されることはなかったのである。そのことが日本人労働者の意識にいかなる影響を与えたかが吟味されるべきであろう。やや大胆に想定するならば、日本人労働者の中心的部分は、自分たちの嫌悪する不潔不快な作業に従事する朝鮮人労働者の群に、多少の憐れみと軽蔑の入りまじった視線を向けつつ、自己の民族的優越感にひたりえたとに違いない。資本家はそのような意識を助長させるべく努めたであろう。当時の日本の進歩的労働者が「民族的差別賃金反対」のスローガンを掲げたとしても、朝鮮人労働者の労働能力が日本人労働者のそれに比して質的に劣るという事象自体にメスを入れない限り、その有効性は限られることになったであろう。そして、それは、朝鮮人移入民に対する教育、訓練がいかにおこなわれるか、日本の進歩的労働者が、政府の上からの組織的な対朝鮮人行政に対抗して、これにいかにとりくむか、という点にかかわっていた。ここでは、多くの調査が、様に、朝鮮人の教育水準の低さを指摘していたことにもふれておくにとどめる。

ところで、右にふれたような日本人労働者のゆとりのある「民族的優越感」は、日本人であって「最下層労働」又は単なる筋肉労働

の未熟労働部門」に働く者にとっては、全く無縁のものであったに違いない。大正末年から昭和初葉にかけてのいくつかの調査は、日雇労働市場で日本人と朝鮮人とが激しく競争し、日本人労働者が低廉な朝鮮人労働力によって駆逐されるおそれがあることを指摘した。そこでは、もはや、日本人労働者にとって、中間的な態度をとりうる余地は少なかったであろう。朝鮮人労働者と連帯してともに闘うか、それとも、朝鮮人労働者を排斥して自己の「民族的地位」を保持しようとするか、日本人の下層労働者はそのいずれかの選択をせまられることになったに違いない。事実、戦前の労働運動史についての研究は、まさにこの分野で、一方では、低くではある、日本人と朝鮮人との連帯の土壌が生まれはじめると同時に、他方では、日本人と朝鮮人との激しい反目、対立抗争がひろがっていたことを既にある程度明らかにしている。この全く異なる方向への運動の分化を規定していた諸要因をさぐる必要があるであろう。

第二は、朝鮮人移民の主体的運動の性格に関してである。もちろん、これについても本稿における考察が示唆する点にはごく限られている。だが、在日朝鮮人が、既にみたような範囲の職業分野に閉じこめられており、しかも、稀薄化しつつあったとはいえ、なお濃厚な出稼の性格をもっていたという事実は、彼等の主体的運動の性格にいくつかの特徴を帯びさせたに違いない。その一つは、彼等自身の力によって労働組合運動を組織的、持続的に発展させていくことは、著しく困難であったであろう、ということ

とである。もちろん、その努力がされなかったわけではない。大正一四年には在日朝鮮労働者同盟が（労総）が創立され、やがてそれが全日本労働組合全国協議会（全協）に「発展的解消」をとげる直前、昭和四年九月末には、それは総数三万三三三〇〇人に達しており、その中心組合、大阪朝鮮労働組合は一万七〇〇〇〇人を擁していた、と伝えられる。だが、その組織の内実がかなり不安定なものであったことは既に指摘されているところである。人夫、主方、日雇、中小零細工場労働者など、最下層の不熟労働者の組織化がいかに困難であるかは、世界各国の労働組合運動史が示している点である。労総が全協に「発展的解消」を遂げたとき、朝鮮人労働者の多くは、日本の先進的労働者の協力をうけて、工場に基礎をおく労働組合運動の構築をめざしたのであったが、全協自身、既に日本の工場労働者の基幹的部分に組織的影響力をもたない状況にあった。昭和七年には、朝鮮人が全協組合員数の半数を占めていたほどである。いま一つは、にも拘らず、朝鮮人移民の斗争はさまざまな形態で間欠的に爆発し、日本の階級斗争の展開に重要な刺激を与えたに違いないということである。彼等の抵抗は、必ずしも組織された団体交渉で妥協的に結着するようなものに限られなかった。また、いわゆる生産点における斗争だけに限られなかった。かの第三期における「強制連行」に対しては、厳しい監視の網を突破して集団的に脱走する事件があいづいた。劣悪な生活条件におしこめられた朝鮮人に、単に借家争議を頻発させただけでなく、空地、生家の集団占拠をもお

こなった。また、失業救済日雇労働者たちが、「戦をよこせ」の街頭の斗争をおこなったことはいうまでもない。それらは、当然、日本の治安当局の厳しい追及をうけることになる。内務省警保局編「社会運動の状況」は、日本の治安当局が「内地在住朝鮮人運動」に対して、いかに抑圧的な警戒体制をとっていたかを物語っている。日本帝国主義の植民地支配の崩壊は、単に「外庄」だけによって余儀なくされたものと捉えられるべきではないであろう。朝鮮内部での抗日武装斗争、日本内地における朝鮮人移民の抵抗、これらは植民地支配の崩壊をせまると同時に内部の要因であり、日本帝国主義下の階級斗争の一焦点をなしていたと想定すべきであろう。

以上の諸点を念頭におきつつ、日本帝国主義の崩壊に対する朝鮮人の寄与、敗戦直後の日本の労働運動の前進に対する朝鮮人の寄与を実証的にたしめること、それらはすべて今後の課題である。

(1) 朴在一、前掲書、五八頁。

(2) 松村高夫、前掲論文、一四七頁。

(3) 朝鮮人労働者は「内地人労働者に比して知識程度低く、熟練を要する各種工業上に他事感」いので、「企業家の側から云ふならば賃金賃料は高くとも技能の優秀な熟練労働者を求むる事は当然であらう。かゝる意味よりして朝鮮人労働者は内地の各工場に於てその地歩を占むる事は困難である。」（山田文雄、前掲論文、五〇九—五一〇頁）

(4) 朝鮮人労働者の職業的生産における悲慘さを、「日本の労働市場に現われる朝鮮人労働力の質」に着目して説こうとしたのは朴在一前掲書である。（四四頁以下）

(5) 日本政府が在日朝鮮人に対してどのような政策をうちだしていたかについては、なお、十分に吟味できなかった。ここでは、既に戦前の研究において、次のような時期区分がなされていたことにふれるにとどめる。即ち、第一期、放任時代、大正一一年頃まで。第二期、民間融和時代、関東大震災頃から昭和八年頃まで。第三期、同化政策時代、昭和九年から昭和十四年頃まで。第四期、経済的同化時代、昭和十五年以降。（武田行雄「内地在住半島人問題」『社会政策時報』一九三八年六月号、労働科学研究所報告「半島労働者労働状況に因する調査報告」一九四三年など）

(6) 大正一二年四月末、大阪府下在住朝鮮人一八、一九一人について調査した結果、九八四三人が日本語を「全く解せざる者」であり、「内地語に熟せるもの」は二八二六人にすぎなかった。（大阪市社会部「朝鮮人労働者問題」一九二四年、九八頁）昭和四年六月末、大阪府下在住朝鮮人五五、七八九人について調査した結果でも、「無学文盲者」は三〇、三〇九人におよんでいた。（大阪市社会部「朝鮮人労働者の近況」一九三三年、三五頁）また、昭和一〇年の神戸市内在住朝鮮人の調査では、世帯主三九二一人のうち、二一九三人が「嘗て一度も私塾並に学校教育を受けたことのない者」であっ

た。(神戸市社会課『朝鮮人の生活状態調査』一九三六年、一〇頁)

- (7) 大阪市社会部調査課長酒井利男「大阪府市に於ける失業救済事業」(上)(『社会政策時報』一九三〇年七月号)は、失業救済事業における労働手帳申請者、被交付者の実態を吟味し、「失業救済事業は朝鮮人救済事業であって、内地労働者を圧迫するものであるとの一部の非難を強ち否定は出来ない。」と述べている。(三四頁) 又、大阪市社会部『朝鮮人労働者問題』(一九二四年)では、「現時の状態にありては、内地人と、朝鮮人との職業上に於ける競争としては、一般市場にあらはれざるも、内地失業若者増加して、職を求むるに職を択ばざるが如くなり、内地失業者の多数と、朝鮮人労働者が、土木事業労働者の方面に於て、共に、不熟練労働者として、相争ふが如くなる時は、茲に、一つの問題を惹起せずして止まざるは必然の事であるが、現在、土木事業に於て、内地人は熟練労働者として、朝鮮人は不熟練労働者として、区別し使役さるゝにより、此種労働者の一般労働を下落せしめ、次で生活標準低下を意味するが如き窮境からは、僅に、免れて居るのである。」と記されていた。(二九一—三〇頁)

- (8) これらの点については、さし廻り、朴隣植「日本帝国主義下の在日朝鮮人運動Ⅱ」(『朝鮮月報』一九五七年五月号)二〇頁以下、岩村登志夫「在日朝鮮人労働者階級」(一九七

二年)とくに二五五頁以下、梅田俊英「日本労働組合全国協議会と在日朝鮮人労働者」(労働運動史研究会編『占領下労働運動の分析』一九七三年)二五〇頁以下を参照。

- (9) 昭和五年六月現在の大阪府在住朝鮮人のうち、雇人、水士就労者、日雇人夫、交通運輸、無職などの合計が約四万六千人であるから(大阪市社会部『朝鮮人労働者の近況』一九三三年、二六—七頁)、この組織率は額面どおりうけるとかなり高いものというべきであるが、現実に組合員としての意識があつたのは、最大限三〇〇〇人程度であつた、とも伝えられる。(岩村登志夫、前掲書、一七九頁)

- (10) 岩村登志夫、前掲書、一八二頁参照。

- (11) 梅田俊英、前掲論文、二四二頁。

- (12) この点に関しては、前田一、前掲書、労働科学研究所前掲報告書を参照。脱走した朝鮮人の行方については、もとより具体的に捕捉しがたいが、おそらくは、行倒れたものを別にすれば、多くは近くの朝鮮人部落に潜入り、やがて日雇労働市場に登場したのではないかと推定される。なお、これらの点について、加藤佑治「日本帝国主義下の労働政策」(一九七〇年)第四章をも参照。

- (13) 岩村登志夫、前掲書、一六七頁。私は本年七月、西ドイツ、フランクフルトで外人労働者の「Wohnungskampf」の現場を観察する機会をえたが、在日朝鮮人は既に戦前に類似の争いを組織していたように思われる。

本書の作成にあたって、朴隣植、安世丹、石田玲子、中尾美知子の諸氏の御協力をえた。記して謝意を表する。

(一九七三・一一・三〇)